平成27年12月定例会
総務文教常任委員会記録

平成27年12月２日（水）

平成27年12月３日（木）

平成27年12月14日（月）

平成27年12月16日（水）

場所：鳥栖市議会　第１委員会室

目　　次

平成27年12月２日（水）　……　５頁

平成27年12月３日（木）　……　９頁

平成27年12月14日（月）　……　17頁

平成27年12月16日（水）　……　69頁

平成27年12月定例会審査日程

日　次	月　　日	摘　　要
第１日	12月２日（水）	開　　会 委員長の互選
第２日	12月３日（木）	委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第３日	12月14日（月）	審査日程決定 議案審査（総務部） 議案乙第34号 〔説明、質疑〕 議案審査（企画政策部） 議案乙第34号 議案甲第27号、議案甲第30号 〔説明、質疑〕 議案審査（教育委員会事務局） 議案乙第34号 〔説明、質疑〕 自由討議
第４日	12月16日（水）	議案審査 議案乙第34号 議案甲第27号、議案甲第30号 〔総括、採決〕 報告（財政課、総務課） 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件 所管事務調査 閉　　会

12月定例会付議事件

１　市長提出議案

〔平成27年12月11日付託〕

議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）　〔可決〕

議案甲第27号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　〔可決〕

議案甲第30号　鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

〔平成27年12月16日委員会議決〕

２　その他

委員長の互選　〔平成27年12月３日互選〕

副委員長の互選　〔平成27年12月３日互選〕

委員席の指定　〔平成27年12月３日指定〕

総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件　〔継続審査〕

〔平成27年12月16日委員会議決〕

３　報　告

佐賀県競馬組合の状況報告（財政課）

鳥栖市地域防災計画の修正概要（総務課）

平　成　27　年　12　月　２　日　（水）

1　出席委員氏名

委　　員	小石　弘和	委　　員	久保山　博幸
〃	尼寺　省悟	〃	松隈　清之
〃	古賀　和仁	〃	下田　寛
〃	中村　直人		

2　欠席委員氏名

なし

3　議会事務局職員氏名

議事調査係長　江下　剛

4　審査日程

委員長の互選

5　傍聴者

なし

6　その他

なし

午後８時53分　開会
開議

年長委員の紹介

江下　剛議会事務局議事調査係長

総務文教常任委員会担当書記の江下と申します。よろしくお願い申し上げます。

何かと行き届かない点があるとは思いますが、精いっぱい担当書記を務めさせていただきますので、どうぞよろしく御指導のほどお願いいたします。

それでは、選任後最初の委員会でありますので、委員会条例第８条第２項の規定により、年長委員が委員長の互選を行うことになっております。

本日の出席委員中、小石弘和委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

小石委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔小石委員、委員長席へ〕

小石弘和委員（年長委員）

ただいま御紹介いただきました小石でございます。

委員会条例第８条第２項の規定により、委員長選出まで委員長の職務を行います。

皆様方の御協力をよろしくお願いをいたします。

小石弘和委員（年長委員）

これより、委員会を開会いたします。

委員長の互選

小石弘和委員（年長委員）

早々ですが、委員長の互選を行います。

委員長は委員会において互選することになっています。

どういう方法でしたほうがよろしいでしょうか、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

尼寺省悟委員

ちょっとこういう時間帯ですので、委員長、副委員長決めるのまだかなり、１時間とか時間かかりますので、きょうはこの程度にして、あした、10時ぐらいからやったらいかがでしょうか。

小石弘和委員（年長委員）

今尼寺委員のほうから、きょうはこの程度にとどめ、あすでどうだろうかというふうな意見が出ておりますので、どんなふうにお計らいいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということでございますので、じゃあこの委員会の正副の決めは、あすへ持ち越したいと思います。

じゃあ、開会時間をですね、決めていただきたいと思いますけど。

下田　寛委員

あした10時からいかがでしょうか。

小石弘和委員（年長委員）

開会の時間を10時というふうなことでございますので、10時というふうなことでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ異議なしと、異議なしと認めました。

じゃあ、あすの委員会を10時から開会したいと思います。よろしくお願いします。

小石弘和委員（年長委員）

これをもって、委員会を散会いたします。

午後８時55分散会

平　成　27　年　12　月　3　日　（木）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
〃	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　議会事務局職員氏名

議事調査係長　江下　剛

4　審査日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

5　傍聴者

なし

6　その他

なし

午前10時１分開議

小石弘和委員（年長委員）

常任委員会を開会をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

委員長の互選

小石弘和委員（年長委員）

早々でございますが、委員長の互選を行います。

委員長は委員会において互選することになっております。

どういう方法で委員長を選任したほうがいいか、皆さんの御意見を賜りたいと思います。

〔発言する者なし〕

御意見がちょっと出ないようでございますので、暫時休憩いたします。

午前10時１分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時16分開議

小石弘和委員（年長委員）

再開いたします。

休憩前に続きまして、先ほどの委員長互選に関してどういう方法をとるかということで、皆さんにお諮りをしたいと思います。

下田　寛委員

指名推選という形でいかがでしょうか。

小石弘和委員（年長委員）

暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時17分開議

小石弘和委員（年長委員）

じゃあ、再開をいたします。

先ほど、委員長の選任をどういう方法でするかというなことでございますので、お諮りをいたしたいと思います。

下田　寛委員

指名推選という形でいかがでしょうか。

小石弘和委員（年長委員）

今、指名推選というような形で、御意見が出ておりますので、皆さんどんなふうで、皆さんの御意見、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしというふうなことで、指名推選というような形をとりました。

暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時８分開議

小石弘和委員（年長委員）

再開をいたします。

指名推選により委員長を選任することにいたします。

どなたか推選をお願いいたします。

下田　寛委員

古賀議員を推選いたします。

小石弘和委員（年長委員）

ただいま、古賀議員を委員長に推選する旨の発言がありました。

古賀議員を委員長に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、古賀議員を委員長に選任することに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

小石弘和委員（年長委員）

委員長選出まで皆様の御協力いただきありがとうございました。

これをもって、古賀委員長と交代をいたします。

〔古賀委員長、委員長席へ〕

古賀和仁委員長

ただいま、皆様の御推挙によりまして、総務文教常任委員会の委員長を拝命いたしました。

文字どおり浅学非才ではございますが、皆様の御協力、御支援をいただいて、円滑なる委員会の運営に努めてまいりたいと思います。

まさに、たくさんの行政課題もありますので、市民のための、そして、福祉のための、ために全力で頑張って、公正なる運営をしていきたいと思いますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。本当、ありがとうございます。（拍手）

これより委員長職を努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

副委員長の互選

古賀和仁委員長

これより、副委員長の互選を行います。

副委員長は委員会において互選することになっています。どういう方法で選任したらよろしいか、皆様の御意見を賜りたいと存じます。

小石弘和委員

指名推選で、よろしくお願いしたいと思います。

古賀和仁委員長

ただいま、指名推選ということで、発言がありましたが、これについて皆さんの御意見を

伺いたいと思います。御意見を伺いたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないようですので、推選により副委員長を推選することにいたします。

どなたか推選をお願いをいたします。

小石弘和委員

下田議員を推選したいと思います。

古賀和仁委員長

ただいま下田議員を副委員長に推選する旨の発言がありましたが、議員を副委員長に、選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がありませんので、下田委員を副委員長に、選任することに決しました。

下田副委員長の御挨拶をお願いいたします。

下田　寛副委員長

ただいま皆様から御推選をいただきまして副委員長に就任させていただきました、下田寛と申します。

委員長を支えながら、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。（拍手）

古賀和仁委員長

暫時休憩をいたします。

午後１時13分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時14分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

委員席の指定

古賀和仁委員長

委員席につきましては、ただいま御着席の席を指定といたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい。では、この席を委員席といたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

以上で、本日の委員会を散会いたします。

午後１時14分散会

総務文教常任委員会委員席表

古賀和仁委員長

○

下田　寛副委員長

○

久保山博幸委員

○

中村直人委員

○

小石弘和委員

○

松隈清之委員

○

尼寺省悟委員

○

平　成　27　年　12　月　14　日　（月）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
〃	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野田　寿	企画政策部長	園木　一博
総務課長	古賀　達也	企画政策部次長	松雪　努
総務課長補佐	古澤　哲也	総合政策課政策推進係長	田中　秀信
総務課文書法制係長	樋本　太郎	まちづくり推進課長	藤川　博一
総務課職員係長	山本　英規	まちづくり推進課長補佐	実本　和彦
財政課長	小柳　秀和	情報管理課長	青木　博美
財政課財政係長	古賀　庸介	情報管理課情報化推進係長	佐藤　正己
契約管財課長	三橋　和之	情報管理課広報統計係長	熊田　吉孝
契約管財課管財係長	庄山　裕一		
契約管財課係長待遇	中嶋　浩一		
契約管財課契約検査係長	立石　光顕		

会計管理者兼出納室長	立石　利治	議会事務局長	緒方　心一
監査委員事務局長	古賀　和教	選挙管理委員会事務局次長	姉川　勝之
監査委員事務局次長	飛松　研二		

教育長	天野　昌明	生涯学習課長	佐藤　敦美
教育次長	江嵜　充伸	生涯学習課参事	成冨　俊夫
教育総務課総務係長	原　祥雄	生涯学習課生涯学習推進係長	高松　隆次

学校教育課長	柴田　昌範	生涯学習課文化財係長	久山　高史
学校教育課参事	佐々木　英利	生涯学習課図書係長	栗山　英規
学校教育課長補佐	豊増　秀文		
学校教育課学校教育係長	有馬　秀雄		

4　議会事務局職員氏名

議事調査係長　江下　剛

5　審査日程

議案審査（総務部）

議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）

議案甲第27号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

議案甲第30号　鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）

〔説明、質疑〕

自由討議

6　傍聴者

なし

7　その他

なし

午前10時２分開議

古賀和仁委員長

ただいまから、平成27年12月定例会の総務文教常任委員会を開会いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

審査日程の決定

古賀和仁委員長

早速ですけれども、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。付託議案については３件でございます。

審査日程につきましては、本日14日に総務部、企画政策部及び教育委員会関係議案の質疑を行い、15日は休会、16日に総括、採決ということでお願いをしたいと思います。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明をいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程については、お手元の配付のとおり決しました。

引き続きまして、副委員長から現地視察等につきまして、御説明をお願いいたします。

下田　寛副委員長

皆さんおはようございます。

現地視察についてですけれども、特段、今のところ予定はしておりません。

もし希望がございましたら、執行部の方々と調整をして、もしなければ、16日は現地視察を行わずに、午前10時から総括、採決をしていきたいと思っております。

希望がございます方はきょう中に、委員長まで御提案をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日中には決定をしていきたいと思っておりますので。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員会が終わるまでに、お願いします。

古賀和仁委員長

現地視察につきましては、副委員長から説明があったとおりとしたいと思いますが、よろ

しいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議がなしと認めます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

それでは、総務部の審査に入りますまでに、執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時４分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時９分開議

古賀和仁委員長

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総　務　部

古賀和仁委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係議案は、議案乙第34号の１件でございます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）

古賀和仁委員長

それでは、議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）を議題といたし

ます。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第34号鳥栖市一般会計補正予算（第４号）のうち、総務部関係について御説明いたします。

お配りいたしております、委員会資料１ページをお願いします。

まず、歳入について説明いたします。

款15．国庫支出金でございます。目５．総務費国庫補助金、節２．選挙費国庫補助金につきましては、選挙権が18歳以上に変更になることに伴い、選挙人名簿システム改修費補助金として、国から２分の１交付されるものであります。

次に、款16．県支出金でございます。目１．総務費県委託金、節４．選挙費委託金につきましては、本年４月12日執行の県議会議員選挙委託金でございまして、平成26年度及び平成27年度分の経費の確定に伴い、本年度分の委託金を減額補正いたしております。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

款19．繰入金、項１．基金繰入金１億4,822万円につきましては、財源調整のためのものでございます。

参考資料、１ページ上段のほうをお願いいたします。

財政調整基金の取り崩しを行っておりまして、12月補正後の現在高は20億9,956万6,000円の見込みとなっております。

委員会資料２ページのほうにお願いいたします。

款22．市債、項１．市債でございます。

まず目２．土木債、節１．道路橋梁債につきましては道路改良事業の補正、橋梁長寿命化に伴うものでございます。

節２．住宅債につきましては、大規模建築物耐震改修事業に伴うものでございます。

目４．教育債、節１．中学校債につきましては、田代中学校の大規模改造事業及び増築事業に伴うものでございます。

節２．保健体育債につきましては、（仮称）健康スポーツセンター整備事業に伴うものでございます。

目６．農林水産業債、節１．農業債につきましては、県営水利施設整備事業及び県営防災ダム改修事業に伴うものでございます。

続きまして、目７．災害復旧債、節１．農林水産施設災害復旧債につきましては、平成27

年８月に発生しました台風に伴います災害復旧のためのものでございます。

節２．土木施設災害復旧債につきましても、８月の台風に伴うものでございます。

参考資料の２ページ、３ページに一覧表をつけさせていただいておりますので、御参照いただければ幸いでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

委員会資料３ページ、予算書の 38 ページをお願いいたします。

款１．議会費、項１．議会費、目１．議会費でございます。

節２．給料、節３．職員手当等及び節４．共済費につきましては、職員の人事異動等に伴う補正でございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、総務費でございます。

款２．総務費、項１．総務管理費、目１．一般管理費のうち、節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費につきましては、人事異動等に伴います人件費の補正でございます。

その下でございます。

節５．災害補償費につきましては、農林課嘱託職員及び文化芸術振興課嘱託職員の公務災害に係る療養の補正でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

続きまして、目７．財産管理費、節11．需用費につきましては、公用車の車検時における部品の交換及びパンクなどの修繕料でございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、４ページをお願いいたします。

次に、選挙費でございます。

項４．選挙費、目１．選挙管理委員会費のうち、節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費につきましては、選挙管理委員会事務局職員の人件費の補正でございます。

次に、節13．委託料につきましては、歳入でも申し上げましたけれども、選挙権が18歳以上に変更なることに伴いまして、選挙人名簿システム改修委託料として147万5,000円の補正でございます。

次に、目３．県議会議員選挙費につきましては、平成27年度分の経費の確定に伴いまして、減額補正いたしております。

主なものといたしましては、無投票となったことから、投票管理者等の報酬及び入場券の郵便料等が不用になったことから減額するとともに、職員の時間外勤務手当、臨時職員の賃金、ポスター掲示場の設置等委託料などの額の確定に伴いまして、減額補正いたしております。

次に、５ページをお願いいたします。

節23．償還金利子及び割引料といたしまして、県議会議員選挙に係る平成26年度分及び平成27年度分の支出分と、平成26年度に県から委託金、選挙委託金をいただいておりまして、その清算のために、平成26年度の県委託金の返還金を補正いたしております。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

同じく５ページの下段をお願いいたします。

項６．監査委員費、目１．監査委員費でございます。

節２．給料から節４．共済費につきましては、事務局職員３名分の人事異動に伴う補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に６ページをお願いいたします。

消防費でございます。

款９．消防費、項１．消防費、目１．総務管理費、節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費につきましては、総務課庶務防災係の消防担当の人件費の補正でございます。

以上で、一般会計補正予算、総務部関係分の説明を終わらせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

せっかくですので、ちょっとお尋ねします。

先ほど、基金の説明がありましたよね。この件について、２点ほどお聞きします。

一つは、全体として、平成26年度が62.75億円から65.23億円、ふえているわけですけれども、12月議会。で、３月議会、最終的な見通しがわかればお願いしたいちゅうこと。

これが一つとですね、もう一つは、スポーツ振興基金ですね。これが40万円、で、ゼロになって、2,000円か。

だから、そもそもこの目的と、余り、これせっかく基金ということで、積み立てた割には、これ見る限り、余り活用されてないんやけれども、その辺どうなのか、その２点だけお聞きします。

小柳秀和財政課長

まず、１点目の基金残高の見通しということでございますが、現時点におきまして、３月補正の準備をまだしていない状況でございますので、見通しといたしましてはちょっと現時点で手持ちにございませんので、御了承いただきたいと思います。

２点目のスポーツ振興基金につきましては、担当課がスポーツ振興課ということでございますが、一応、寄附等で基金を造成したということを伺っておりまして、スポーツ振興に対する奨励に対する分の額を、取り崩させていただいているということでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

まず、基金の残やけれども、通常、３月議会で通例積み立てるもの、差っ引くもの、大体こう決まってるんじゃなかろうかなと思うんですけど、そういった意味で見通しが出ないかということと、もう一回、スポーツ振興基金について、寄附金でどうのこうのと言われたんで、この奨励金というのは、何やったかな。

その２点だけちょっと、一回。

小柳秀和財政課長

済みません、スポーツ振興基金につきましては、大会に出場される場合に補助等を行うということで、要綱がございまして、それに充当している分でございます。

あと１点の３月補正の分でございますが、今ちょっと、実を申しますと、その精査をしているところでございまして、数字がないというところで御了承いただければと思います。

松隈清之委員

せっかく今、基金の話ありましたけど、この財政調整基金の、年間とおして変更するじゃないすか。

これは大体幾らぐらい、例えばそれが、当初の段階で、持っとこうと思われているんですかね。ここずっと、予算規模のどれくらいとか。キャッシュフローの安定化のための位置づけもあるわけじゃないですか、ここら辺っていうのは。

そういう意味ではどれくらいを大体目標にされているのか。

小柳秀和財政課長

財政調整基金につきましては、一応、国の考え方もあるんでございますが、標準財政規模の大体15％程度になるようにということで考えております。

鳥栖市の場合、大体標準財政規模が145億円程度でございますので、それの15%、21億円前後のところが目標値ということでございます。

ただ、一応国の考え方は10%から15%の範囲ということで考えられておりますが、先ほど松隈委員からも言われたとおり、運転資金等の関係もありますので、なるべく上限に近いほうのほうがいいんじゃないかというふうに考えております。

松隈清之委員

はい、ありがとうございます。

あと、参考資料のほうで起債の一覧表があるんですが、いつぐらいに、決算ときとか出るのかもしれないですけど、今どれだけ、起債制限比率は一時期シビアな時期がありましたんで、できればなんですけど、今がどの程度なのか。

どれくらい、要はどれくらいまだ借金できる余力があるのかどうかっていうのが示されるようなのがあると、そのときそのとき、ああこの程度かというのを確認しながら審査できるなっていうのがあるんですけど、そういう資料っていうの、別に今出せって話じゃなくって、今後の予算審査のときなんかっていうのは出せますか。

古賀庸介財政課財政係長

松隈議員の質問に、御質問にお答えします。

今、起債の、国からの比率としては、実質公債費比率というのがございまして、鳥栖市のほうが、平成26年度で11.5%となっております。

それで、国のほうが、今、鳥栖市のほうは起債の同意団体ということになっておりまして、これが許可団体ということになりますと、18%で制限をかけているということになります。

18%の制限になりますと、起債が許可制になりますので、起債のメニューの制限等がかかってくることになりますので、今現在、鳥栖市としては11.5%ということで、そこの部分はクリアをしているところでございます。

何か起債をどこまでできるかっていう目安についてですけれども、この実質公債費比率が、概略でいいますと、先ほどの、財政課長が説明しました標準財政規模を分母として、分子のほうが地方債でありますとか、実質的な公債費に相当するものが分子になりますので、その年度、年度で、標準財政規模も変わって、税収とかによって変わってまいりますので、目安としては、起債がどこまでできるという目安というのは、今のところ持ち合わせてないという状況になります。

以上でございます。

松隈清之委員

今どれだけ起債ができるかというか、その年、その年変わっていいんですよ。だから、現

状、その、今11％なんだけれども、今何％だとかっていうのが、ある程度数字で見えてくるとイメージしやすいのでね。起債一覧表出されて、どういう起債今回されてるちゅうのわかるんですけどね。

もちろん、これはこれで、この資料も必要だと思うんですが、どれくらいこう、ずっとこういうの見せられとって、いつの間にか、決算ときなんかには数字出てきますけど、結構起債の比率上がってきたなとなるよりは、常にそういうのを見ながら、進められたほうがいいのかなと思いますんで、もう当然その年その年、分母が変わってくるんで、それはそれで結構ですんで、そういうのが、審査の参考資料なんかで出せたらなという希望なんですが。

いかがでしょうか。

小柳秀和財政課長

御意見といたしましては十分理解できるんですが、委員からも申し上げられたとおり、分母、分子の関係がございまして、例えば今でしたら平成26年度の決算に伴う数値での額っていう部分はお示しできるんですが、多分、概算の概算ぐらいになってしまいますので、額としてはパーセント、何点何というところで出すのはちょっと厳しいかなというふうに思われます。

以上でございます。

松隈清之委員

どうでん出せとは言うつもりはないですけど、どの程度のね、当然起債も必要なんで、ただ、事業があれば、大きな事業の場合当然起債しなけりゃいかなん話なので、そういうところも見越しながら、どれだけの余力を持ちながらやってるのかっていうのを、意識しながら委員もしてたほうがいいと思うので、希望として、ざっくりであるとしてもそういう、資料出していただけるとありがたいなというふうに、気持ちだけ伝えときます。

古賀和仁委員長

資料としては。（「いや、別にもう……」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔発言する者なし」

質疑を終わります。

古賀和仁委員長

以上で、総務部関係議案の審査を終了いたします。

次に、企画政策部関係議案の審査を行いたいと思います。

執行部入れかえのため、暫時休憩をいたします。

午前10時29分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時38分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

企画政策部

古賀和仁委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係議案については、議案乙第34号、議案甲第27号、議案甲第30号の３件でございます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）

古賀和仁委員長

では、議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博企画政策部長

おはようございます。総務文教常任委員会の審査に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日御審議を賜りますのは、議案甲第27号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提

供に関する条例、議案甲第30号　鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例及び議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）の企画政策部関係補正予算でございます。

議案甲第27号につきましては、マイナンバー制度の導入に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定に伴いまして、法定外の独自事務について、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものでございます。

また、議案甲第30号につきましては、マイナンバーカードの利用開始に伴い、鳥栖市住民基本台帳カード利用条例を廃止するものでございます。

次に、ただいま議題となっております今回の補正予算の概要についてでございますけれども、歳入につきましては、新鳥栖駅観光案内所に設置します公衆無線ＬＡＮの整備に要する費用として、佐賀県公衆無線ＬＡＮ等環境整備事業県補助金でございます。

また、歳出につきましては、歳入で申し上げましたけれども、新鳥栖駅観光案内所に設置します公衆無線ＬＡＮの整備に要する費用と、県が行います鳥栖基山都市計画区域の土地利用計画調査業務に対する本市の負担金でございます。

以上、概要について申し上げましたけれども、内容につきましては、担当課長より説明させていただきますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

青木博美情報管理課長

おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

資料は、総務文教常任委員会資料により説明させていただきますので、よろしくお願いします。

委員会資料１ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

款16．県支出金、項２．県補助金、目１．総務費県補助金、節１．総務管理費県補助金でございます。これにつきましては、佐賀県公衆無線ＬＡＮ等環境整備事業補助金の内示に基づき計上しております。

以上でございます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

２ページをお願いいたします。

款２．総務費、項１．総務管理費、目３．広報費、節13．委託料110万円につきましては、新鳥栖駅観光案内所の公衆無線ＬＡＮ整備に要する費用でございます。

次に、目４．情報管理費、節18．備品購入費５万円につきましては、個人番号カード交付にかかる顔認証システム周辺機器購入に要する費用でございます。

続きまして、款２．総務費、項５．統計調査費、目１．統計調査総務費、節２．給料及び節３．職員手当につきましては、現給保障等に伴う補正、節４．共済費につきましては、共済費率変動に伴う補正でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

続きまして、ページをめくっていただきまして３ページでございます。

款８．土木費、項５．都市計画費、目１．都市計画総務費のうち、節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費までは、人事異動に伴う補正を行ったものでございます。

節19．負担金補助及び交付金につきましては、県が行います土地利用計画調査業務に伴います県負担金として506万3,000円を計上させていただいております。

以上をもちまして企画政策部の御説明を終わります。

よろしくお願いします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

２ページですね。

歳出のところに個人番号交付にかかる顔認証システム周辺機器の備品購入とありますけれども、顔認証システム、これについて、ちょっと具体的にどういったものか、ちょっと説明してください。

青木博美情報管理課長

これ顔認証システムは、個人番号カードを交付の際に、基本的に身分証明書等持って、本人確認をいたします。

それで、カード、でき上がったカードの顔と本人の顔がどうも一致しないようだというような場合に、機械的に今コンピューターで本人確認ができるシステムがありますので、それに使いますカメラ、本人さんの顔を写しますカメラと、カードにでき上がってきた写真をスキャナーでとるためのスキャナー、この二つを今回購入することとしております。

それをまずパソコンにつなぎまして、国からそれを動かすソフトが提供されますので、そ

の機器を使って本人確認を行うというものでございます。

尼寺省悟委員

要するに個人番号カードを持ってきたと、本人確認するためということですけれども、その個人番号カードには写真は添付されているわけですよね。

その添付されている写真と、本人が、そこにおる本人が一致しているかどうかを確認するためのシステムという理解でよろしいんですか。

青木博美情報管理課長

おっしゃるとおりでございます。

尼寺省悟委員

そうしますと、別にこれ鳥栖市のことじゃないんですけれども、この個人番号ちゅうのは全ての事業所、ちっちゃなところもあるんですけどね、そういう小さな企業でも、10人以下とか、そういったところでは、ちょっと鳥栖市じゃないんやけれども、５人以下とか10人以下とか、そういったところでも確認するわけですよ。そういったところではこういったシステムは、ないよね。こんな２億円もかけて。

そういったところだとどうするんですかね。わかりますか。

青木博美情報管理課長

それは、本人が企業に個人番号を通知するときの確認と、いうことでしょうか。

園木一博企画政策部長

今回導入しますのは、あくまで行政手続で本人が個人番号カードをお持ちになったと。で、本人特定が、カードに添付された写真と本人の、要は本人さんと、なかなか著しく確認がしづらいというような場合に、こういったシステムを使って確認をしなさいという国の指導のもと、提供ソフトについては総務省のほうから提供されるということになっています。

事業所等については、あくまで個人さんが自分の番号を提出するという形になりますので、当然その事業所の従業員の方のマイナンバーを提出するわけですから、そこに、基本的に本人確認というのはもう必然的に、従業員という関係性ができてありますので、事業所の中でこの機械を導入して本人確認ということは、現実的に考えられないというふうに認識しております。

尼寺省悟委員

もう１点ですけれど、保育所で、今からマイナンバーをつけた書類等で申請したりするケースがあるというふうにもちょっと聞いているんですけれども、その場合には、保育所のほうとか担当の人は、いちいち保護者が、あっているかどうかちゅうのはわからんわけでしょう。事業者であればわかっているはずやけれども、だから保育所等では、こういったものは、

いちいちつけることはないと思うんです。

その辺はどんなふうに考えてあるんですか。

園木一博企画政策部長

保育関係の手続についても、恐らく保育所、まずは入所手続になるかと思います。

入所手続の際に、こども育成課のほうに申請手続等される際には、当然、個人番号の提出が必要になります。その際には、当然本人確認というのは、こども育成課窓口において行われると。既に入所されている子供さんも含めたマイナンバーというのは手続の際に全て取得ができておりますので、保育所において、本人のマイナンバーの確認という実務というのは現実的にはほとんどあり得ないのかなと。

当然もう既に関係性、例えば保護者の方、子供さんのマイナンバーというのは、行政側で番号取得は既に済んでおりますので、そういった意味から、あり得ないのかなと、現実的にはないのかなと。現場のほうでそういった事務は発生しないというふうに想定しています。

松隈清之委員

今の、個人番号カードの件なんですけれども、わからないことがやっぱりまだあるじゃないですか。今言われた心配みたいなところも含めて、いわゆる、行政手続に関してはある程度、そういう確認しながらやっている部分もあるかもしれないすけど、今後、金融機関だとか、そういったサービスにかかる、このマイナンバーの利用に関しての部分も含めて、いろんな不安はあると思うんですよね。

やっぱり、どういう悪用の事例ですよね。今言われたように、そこは、じゃあ他人が成り済ましたときに、どういう影響があるのかとか、どういうときに悪用される可能性があるとかっていうところを、ある程度、そこら辺のシミュレーションをして、こういうのは悪用される可能性があるねとかっていう部分に関しては、やはり対応策も含めて検討しとってもらわんと、やっぱ頭がいいやつはおるんでね、どんなことに悪用できるかって考えるやつはおるので、そうされないための手をやっぱり準備をしとかないと、やっぱり不安というのは出てくると思うんですよね。

だから、当然これは鳥栖だけのことではないので、総務省も含めて、今後円滑にこのシステムを動かしていこうと思えば、そういう、あり得る悪用の事例等に含めて、対応策を事前にやっぱり考えておく必要があると思いますんで、その対応は、お願いをしておきたいと思います。

これ質問ではないんでお願いしときますが、もう一つ、公衆無線ＬＡＮですよね。

歳入、歳出、県補助金と広報費で上がっておりますが、目的の中で、いただいているこの予算説明関係資料の主要事項説明書の中にありますが、１ページに、観光客等の観光案内所

を利用者に対し本市の積極的な情報発信を行うためと書いてございますが、これは、これを利用するのは観光案内所に来て、使うと。

使える範囲はもう駅構内全部使えるとか、あるいは観光案内所半径20メートルぐらいとか、そこら辺の詳細っていうのは何かわかりますか。

青木博美情報管理課長

今回整備しますのは、一応観光案内所利用者と書いておりますけれども、観光案内所内で利用してもらうというのがまず基本と考えております。

それ以外に実際には、通常のＷｉ－Ｆｉをつけますので、電波としては観光案内所から外まで、当然出るものと考えますので、駅の観光案内所付近でも十分使えるものにはなると思います。

松隈清之委員

例えば、そこに、近くにいると勝手に接続されて、何ら、いわゆるパスワードとか、そういうの必要なく、フリーの無線ＬＡＮ状態になるということで思っていいですか。

それとも観光案内所に行って無線ＬＡＮを使うパスワード等をもらって、接続するっていう感じなんですかね。

青木博美情報管理課長

今おっしゃったとおり、近くに行けば自動的につながるような形になります。

県の補助条件の中に、そういったふうに、パスワードとか、導入しないでそのまま使えるものという条件になっておりますので、それに従った形での設定になります。

松隈清之委員

本市の情報、積極的な情報発信を行うためっていうことで、そこつながると、鳥栖市のところが開くみたいな説明も何かあったと思うんすけど、すると、何の意図をしてなくてもそこで何かやろうとすると、鳥栖市のページがいきなり開いてしまうという状態になると思っていいんですか。

青木博美情報管理課長

まず、この無線ＬＡＮを利用される場合には、自動的に鳥栖市のトップ画面につながるようにセットいたします。

ですから、その中で、また情報発信とか工夫したりとかいうことになります。

松隈清之委員

ということは、何も知らずに、いきなりそこで、ちょっと鳥栖に来てですよ、たまたま開こうと思ったら、鳥栖の画面が、何も知らんのにいきなり開いて、ウイルスに侵されたんじゃないかみたいな気になったりする危険性ってないんですかね。びっくりされる方おると思

うんですよね。

いきなり何の、何ですかね、わからんわけじゃですか、いきなり新幹線をおりて開こうと思ったらいきなり鳥栖の画面が開いとるみたいな。

青木博美情報管理課長

これはちょっとまだ具体的ではありませんけど、県庁でも同じようなものがありまして、それを見ますと、まず、１ページ目に説明書がありまして、上に佐賀県公衆無線ＬＡＮというような説明があります。

その下のボタンを、接続するということを押すと、佐賀県の画面が出るような設定がありますので、それに準じたものになると考えておりますので、説明なくいきなりぽんということにはならないので、ウイルスに侵されたというような感覚ではないと思います。

松隈清之委員

これ、ちょっと確認なんすけど、統計調査費の給料から共済費、これ人事異動じゃなくて、現給保障、なおかつ、共済費は共済費の率の変動に伴う補正っていうのは、ここだけまた別の理由であるから、共済費もここだけが共済費率の変動があったっていうことなんですか。

実本和彦まちづくり推進課長補佐

人件費に係ります共済負担につきましては、職員全体が共済費等の率は同時に変わっておりますので、ここだけに限ったものではございません。

ですので、人事異動等と申しまして、あくまで人事異動とその他の共済費の若干の違い等を補正しているものでございます。

松隈清之委員

現給保障は、人事異動とは別理由で、給料、職員手当に関しては人事異動とは別の理由でされているということですか。

青木博美情報管理課長

現給保障は、当初予算を組む場合に概算でされております。

その結果、今回、うちのほうは異動はなかったんですけれども、最終的に精算といいますか、正確な計算をし直したところで、数字を出しての修正という内容となっております。

松隈清之委員

共済費については、これは、ここに限らずほかのところも率が変わっとるけれども、例えば都市計画総務費のところも共済費は人事異動に伴う補正となっているけれども、全部共済費率は変動しとるということですかね。

青木博美情報管理課長

おっしゃるとおり、全職員変わっております。

下田　寛委員

済みません、さっきの無線ＬＡＮのところお伺いしたいんすけど、観光情報を流すのであれば、鳥栖市のホームページじゃなくて、観光コンベンション協会のホームページなんじゃないかなと思ったんですけど、そのあたりはどう整理されてらっしゃいますか。

園木一博企画政策部長

先ほど説明ありましたように、当然今のスマートフォン等でしたら、無線ＬＡＮの自動接続とか、機能がもうほとんど入ってますので、おっしゃるように、観光案内所付近に来れば自動的に接続されます。

先ほど、担当課長申し上げましたように、こういうサービスですよということで、それから中に入るときには、当然、リダイレクト画面という表現になっていますけれども、接続する画面としては、当然観光情報を中心とした鳥栖の紹介画面を起動させていこうというふうに考えておりまして、いきなり市の今のホームページをつなぐとか、いうことではなくて、別のメニュー画面を準備させていただこうと。

そこについては、まだの整理をしていく予定にいたしておりますので、その中で、スマートフォン接続されて、鳥栖の無線ＬＡＮ接続ですよと。そこで、開いてもらうと、観光情報を中心としたいろんな鳥栖の情報、そういう意味で、説明欄に情報発信というプッシュ型の情報サービスを今回、この無線ＬＡＮ接続を使って、その実証も兼ねてみようと。

通常ですと、ホームページ等ですと、当然自分が情報が欲しいからアクセスされますけど、これは勝手につながってしまうというところを使って、プッシュ型、積極的にちょっと情報発信をまず、鳥栖の観光案内所を中心に、そこに訪れる外国人も含めて、そういった実証も兼ねてみようかということで、その画面は新たに作成をすることで今整理をさせているところです。

下田　寛委員

わかりました。

じゃあ、例えばイメージとしては今、テレワークと連動してつくってる、何でしたっけ、（「鳥栖ナビ」と呼ぶ者あり）鳥栖ナビですか、あれが、イメージとして今ぱっと浮かんだんですけど、あれとまた別と。

園木一博企画政策部長

そこの整理はできていませんけれども、基本的にはイメージとしては、今テレワーク実証実験事業で、鳥栖ナビと、それと「教えて！とすの人」っていうページが立ち上がってきていますけれども、基本的には鳥栖ナビの観光部分を含めた、鳥栖の案内をどう最初に、プッシュ型でやっていこうかというところで今整理をするようにしているところです。

下田　寛委員

わかりました。

済みません、ちょっと関連して、ここＬＡＮ整備について、今後多分公共施設の中で、多分導入、鳥栖市の中でもどんどんされていくんだろうなと思うんですけど、今後の計画についてざくっとありましたら、お伺いしたいなと思うんですが。

園木一博企画政策部長

今回、県の補助を使わせてもらって、１カ所だけ、特に外国人の問い合わせ等も実際あっているというお話も聞いております。

当然外国の方ですと、日本のキャリアのアクセスなんかができないという状況もありますので、それをひとつ解消しようというのと、先ほど申し上げましたようにプッシュ型の情報発信を実証実験でやってみようと。

これの利用状況あたりは、一定検証させていただいて、その需要状況に応じて、いずれ、将来的にどういうふうな無線ＬＡＮを展開すべきなのかっていうのをこの事業の中でひとつ検証してみようという考え方でございまして、将来的な可能性としては、当然、大規模集客施設等々も含めて、あとは国とか県の補助メニューあたりも、実際、そのサービス状況、メニュー状況も見ながら、今後の検討課題だという認識をいたしておるところです。

尼寺省悟委員

ちょっとしつこいようですけれどもう一回聞きますね。

先ほどのシステムというのは、本人が持ってきた個人カードと本人が一致するかどうかを、確認するシステムということね。

今後、例えば銀行とか病院とか、そういった不特定多数を相手にするところ利用がふえてくるわけよね。

そうすると、初めて会った人も出てくるんだから、事業所の例は当たらないというふうなことだから、そういったところで本人確認するためにはどんな小さな病院でも、診療所でも、銀行でも、こういったシステムを導入しないと確認がとれないというふうな話になるんじゃないかと思うんです。

その辺はどうですか。

園木一博企画政策部長

当然、マイナンバーカードの今後の利用の展開として、保険医療等を国のほうも視野に入れられているっていうのは、認識いたしております。

将来的に保険証あたりが、ＩＣチップの中に情報が入って、結局そのカードの統一化、保険証を兼ねるというような時代っていうのも想定の中にはあり得ると思います。

そうなってきたときに、将来的に、本人確認、今病院等では当然身分証明書を提示するようなことは求められてない状況であり、保険証だけ提出されれば診療を受けられるという状況でありますので、利用される、病院にしろ、そういった機関にしろ、そこの個人特定まで絶対する必要があるのかっていうところにかかわってくると思いますけれども、そこで絶対本人確認までする必要があるんだということになれば、いずれ、そういったことも想定の中にはあると思いますけれども、現段階では、やはり行政間で事務を行う際の本人確認を最終手段として、通常では、恐らく本人さんがマイナンバーカード提出されれば、見て、間違いなく本人さんですねという確認がとれれば十分だと思いますけれども、これはどう見ても違うねっていうような場合に、こういう道具を提供して確認をしなさいというのが、国の指導として入っているんですけれども、現実的な実務として、そこまでやるのかっていう部分は残ってくるのかなと。

ただ、道具として当然そういうのを準備して、本人確認を徹底するようにというような国の指導等もあって、今回導入させていただいている。

この事務の実際の状況によって、今後の展開も決まってくるかなという認識はいたしております。

尼寺省悟委員

要するにどういうことを言いたいかちゅうと、どんな小さな銀行でも診療所でも病院でも、そういった、こんな１億円も２億円もかかるようなシステムを導入することはできない。したがって、最終的に本人とね……（「尼寺さん、５万円」と呼ぶ者あり）ちょっと待って。（「５万円」と呼ぶ者あり）違うやろ。これシステムそのものは２億円やろ。（「５万円よ。顔認証の周辺機器の備品購入５万円やろ。これ情報管理費全部ばい。情報管理費全部これに使ってないけん。しつこいって」と呼ぶ者あり）いやいや、どういうことかちゅうと、全てのそういったところで、こういったシステムを導入することはできない。

したがって確認がとれないということであるならば、わざわざこういった、鳥栖市においても、来たからということで、そこで、そこまで、全体をそういった確認することできないならば、鳥栖市だってそこまでする必要はないんじゃないのかということを言いたいだけなんです。

園木一博企画政策部長

先ほど、松隈議員のほうからもちょっと御指摘ありましたけれども、当然カードの不正利用、成り済まし等も含めて、想定される部分もあると思います。

当然、行政手続行う上では本人確認というのが前提で事務が進められておりますので、最終的な本人確認する上の道具として、結局マイナンバーで登録されている、顔の認証情報と

本人さんと比較、検証して、最終的には機械的にも確認できるんだという環境を今回、国の指導に基づいて、そういったソフトについては国のほうで準備するということになっておりますので、そこまでやって本人特定をですね、確実に事務を行うということの環境整備ということで御認識いただけるとありがたいなと思いますけど。

松隈清之委員

多分こういう不安はあると思うんすよね。だから、さっきも言ったけれども、例えば、金融機関だったり、医療機関であれ、そこが、マイナンバーカードだとかなんとかを使って、悪用がまずできるのかとかね。そこで、例えば、要は個人を、今でも保険証やけん他人が行ったってわからん、極論すると今でもわからないわけですよね。今でもわからんもんをマイナンバーにしたけんてわからないかんのかっちゅう話ですたい。

だから、例えば銀行でも、要するにキャッシュカード持ってって暗証番号押しゃ、本人じゃなかろうと出てくるわけやけん、要は今よりも落ちるとなると問題だけれども、今以上のセキュリティーが確保されておればいいんだけど、ただ、この、マイナンバーカード自体は、出したり、番号を知られることでどういう悪用をされる可能性があるのかとか、リスクをきちっと把握しないといかんと思うわけですよ。

例えば行政手続であれば、今までも成り済ましとか、そういうことでトラブルが、事件が起こったりはしているので、今回そのマイナンバーカードね、極論するとつくるときからにせもんやったら、なかなかその後気づかんから、あるいは整形しとったらどうするのかとか、いろんなこう可能性あるので、そこは、そういうときにはどういう対応するのかっていうことを含めて整理をしとかないと、単純に、番号知られたらもう全てが盗まれたみたいな心配をしている人もおるわけですよ。

ですから、そこはもうちょっとこう整理をしながら、どういうリスクがあるのかとか、リスクに対してどういう対応するのかとか、その番号知られたとか、カード提出したぐらいでは、リスクはないとか、そこら辺整理していただかんと、多分ずっとこういうやりとりて出ると思うんすよね。

そこは、そういう資料があるのかどうかわからんけれども、そういうのも含めて議会にもお示しをしていただきたいなと、お願いしておきます。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ございませんので、質疑を終わります。

ᔕᔕᔕ

古賀和仁委員長

はい、執行部の説明が終わりました。これより、質疑を行います。

尼寺省悟委員

ちょっと３点ほどお尋ねします。

一つは、今通知カードが送付されているんですけれども、未配達というか、だから、全体幾ら、何通送って、未配達になった数をちょっと教えてください。

青木博美情報管理課長

12月10日現在の数字でございますけれども、市内で送付されました数が２万9,483通。その中で、(「もう一回」と呼ぶ者あり) ２万9,483通ですね。その中で、鳥栖市のほうに返戻されました数が2,953通です。

約10％が返戻されております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

この2,953、全体の10％いうのは、最初の想定した数よりも多いと思いますが――いうことが一つと、あと、これはどういった処置をされるのか、その２点、ちょっと、まず。

青木博美情報管理課長

おっしゃるとおり、うちのほうでは５％ぐらいが戻ってくるだろうという想定をしとりました。これは、以前の選挙とか、いうことを聞きまして想定しとりましたが、その倍ぐらい戻ってきております。

この理由が、不在票っていうのが置かれておりますが、保存期間が郵便局では１週間ということで伺っております。

皆さん、感想としてはゆっくりしてあるんだろうというところで、期限が来る日にうちのほうに問い合わせがあったりとかいうことで、ちょっと遅れて取りに来ようという方がかなりいらっしゃったということが原因だと思います。

うちのほうに2,953通、戻ってきておりますが、それに対しての対応ということですけれども、まず返戻理由が、宛て所なしが562通、保管期間経過が2,380通、受け取り拒否が11通。

その、届かなかった分について、市民課のほうから再度、受け取りに来てくださいという文書を12月７日までに、全部出しております。

その中で、12月10日までに取りに来られたものが1,180通、まだ、10日時点でまだ、交付されてない分が全体の６％残っているという状況です。

尼寺省悟委員

市で独自に利用したいということで、６点、別表１の中に書いてあるんですが、先ほどの

拒否した人とか、あるいは、もらってない人がおるわけですけれども、今回、この、こういった基金の条例とか、保育料の減免とかしたいときの申請書にマイナンバーを書いていないと、あるいは書かないといったことによって、その当人が不利益を受けるのか。

要するに、マイナンバーがついてないからこれは取らんよと、無効だというふうになるのか、ならないのか、お聞きします。

青木博美情報管理課長

このマイナンバーを申請書に記入していただくことによりまして、市が持っている情報とか、ほかが持ってる情報を取得することができます。

マイナンバーが記入されないと、その情報が取得できませんので、場合によっては本人さんにどこからかの証明書を取ってきて、添付していただくというような必要が出てくる可能性はあると思います。

尼寺省悟委員

マイナンバーが記載されていないと、その書類は、受け取ってもらえない可能性もあると、そういうこと。

要するに、この拒否した11人おるわけね。この人はもう、絶対俺は取らんのだと、だから知らないわけよね。そういった人が仮に申請出したときに、いやこれは入ってないからだめです、受け付けませんというふうには、私はならないというふうに聞いたんやけれども、いかが。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

現在も、本人同意とかをいただいている形なりますけれど、マイナンバーを書かない場合につきましては、現在、実際システム上は所得情報なんか確認はできる、それが使えないという形になりますので、当然所得証明書取って来ていただくとか、必要な書類をそろえてもらった上で申請をしていただくっていう形になるっていうふうに考えております。

尼寺省悟委員

要するに、さっき言ったように、申請書類にマイナンバーを書かなくても、それは無効ではないということですね。

その分だけ、あなたが言われるように、書いてないから、所得証明書持ってこいというふうな、ある意味では手間がふえるということだけの話でいいわけですね。

それと、もう一つ最後に、ちょっと青木さんが言われたように、３月にはあと８事務ふえると言われたんですけれども、その８事務をちょっと、これこれこれちゅうてぱっと言っていただきたいんですが。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

８事務に対象となっておりますのは、現行要綱で運営する分でして、ひとり親家庭等フォミリーサポート利用料助成事業、児童ショートステイ事業、あと就学援助の事務、特別支援教育事務、それから、あと、日常生活用具給付事務等が考えられております。

尼寺省悟委員

ちょっとごめん。（発言する者あり）

あと、資料は後でいいですので、出して。

古賀和仁委員長

尼寺委員、資料は後でいいですか。

尼寺省悟委員

後でいい。

古賀和仁委員長

委員会全員に出すということでよかですか。いつまで。

審査の、委員会中によかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

ほかに、ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第30号　鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第30号　鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

青木博美情報管理課長

今回、マイナンバーカードの交付に伴いまして、現在使用されています住民基本台帳カードが、ことしいっぱいで交付を、利用しないと。

済みません、議案書18ページお願いします。

今回マイナンバーカードの交付に伴いまして、現在使用されております住民基本台帳カードが廃止されることなります。

これは国の住民基本台帳法の改正に伴うものでございまして、今年いっぱいで終わりとな

りますので、その部分についての条例を廃止するものでございます。

現在、使われております住民基本台帳カードは、発行から10年という有効期間がございます。これは、法律に基づきまして、今持たれている分は、そのカードの有効期間は使えるということで規定をしておりますので、まだ、そのまま使い続けることもできます。

附則の経過措置で書いております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

この住基カードの利用は、私も持っているんですけど、2019年まで使えるんですけど、ということは、平成37年まで、このシステム維持していかないかんということですよね。

これはもう当然、新たなシステムの改修があるのかどうかわからんけど、機器のメンテナンスとかって、当然10年はもたんけんあると思うんすけど、そういったのは国庫補助とかあるわけですか。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

システムの維持につきましては、現時点では国庫補助等はありませんので、そのまま維持していく、鳥栖市の経費でしていくという形になります。

松隈清之委員

例えば、鳥栖市民が全てマイナンバーカードに仮に変わったとしても、よそに住んでいる人が住基カードを持ってくる可能性があるということですか。住基カードはそれできるようになっていましたよね。

ていうことは、いずれにしても、平成37年まではシステムを維持し続けないかんということですか。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

今回の条例の分につきましては、鳥栖市のほうで持っております利用条例ですので、とっとネット・鳥栖ネットっていうのを利用、使用、登録してある方は、そのままそのシステム維持するという形になりますので、１月１日現在で、システムの登録が終わられてない方については、もうちょっと、できないという形になります。

この条例の趣旨、廃止の趣旨としていたしましては、そういう形を、現時点で利用の登録をしてある方についてはそのまま利用、システム利用しますので、さっき言われましたように、システムの維持はずっとしなければいけないんですけれど、先ほど言われたように転入とかの場合は、１月１日現在での登録がなければ、もう使えないという形なります。

松隈清之委員

ということは、これは、いわゆる住基カードとしての機能が維持されるわけじゃなくって、それで付加していたサービスを使えるというだけで、俺はマイナンバーカードより住基カードが好きだから住基カードを使って手続しようっていう、持っているからそれが使えるだろうっていう話じゃないわけね。

園木一博企画政策部長

１点ちょっと補足させてもらいますけれども、このカード利用条例ですけれども、これが法律上で、住基カードを利用して独自のサービスをする場合に、条例の制定が必要があったということで、当時鳥栖ネット、並びにとっとネットという、新たなサービスメニューを立ち上げた経緯がございます。

その際に、住基カードの裏面にＱＲコードを打ち出すということで、住基カードの券面利用をするということで整理を行いまして、その際はやはり条例の制定が義務づけられたということで、条例をつくっておりましたけれども、今回マイナンバーカードに移行するということで、既に登録されて利用されている方については、その有効期限までは、そのサービスを提供する必要があるという整理をさせてもらっているところです。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ございませんので、質疑を終わります。

古賀和仁委員長

以上で、企画政策部関係議案の審査を終了いたしました。

次に、教育委員会関係議案の審査を行いたいと思います。

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時39分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

教育委員会事務局

古賀和仁委員長

これより教育委員会関係議案の審査を行います。

教育委員会関係議案については、議案乙第34号の１件でございます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）

古賀和仁委員長

それでは、議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

江嵜充伸教育次長兼教育総務課長

それでは、議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）の教育委員会事務局関係につきまして、お手元に配付をさせていただいております総務文教常任委員会資料に基づきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料めくっていただきまして１ページのほうをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款18．寄附金、項１．寄附金、目２．教育費寄附金、節１．教育総務費寄附金につきましては、ブリヂストン労働組合久留米支部鳥栖分会様から受けておりました交通遺児に対する寄附金でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

続きまして、款21．諸収入、項４．受託事業収入、目１．受託事業収入、節５．教育費受

託収入、埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を開発者から受託するというものでございます。

以上でございます。

江嵜充伸教育次長兼教育総務課長

続きまして、２ページお願いいたします。

款22．市債、項１．市債、目４．教育債、節１．中学校債の減額につきましては、田代中学校の大規模改造事業及び普通教室棟増築事業の今年度の事業費の支出見込み等に伴うものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

ページめくっていただきまして、３ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款10．教育費、項１．教育総務費、目２．総務事務局費について申し上げます。

節２．給料から節４．共済費までの人件費の補正につきましては、７月の機構改革に伴う人事異動が主なものでございます。

節20．扶助費につきましては、交通遺児２名に対する見舞品といたしまして、１人当たり３万円分の図書カードを購入するための費用をお願いするものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

学校教育課より説明いたします。

目３．学校教育事務局費、節２．給料から節４．共済費につきましては、人事異動に係る補正額で、補正額となっております。

続きまして、節11．需用費は、来年度当初に必要な教科「日本語」の増刷にかかる費用です。

低学年用、中学年用、高学年用の３種類、そして中学生用、合わせて４種類を増刷するための補正となっております。

続きまして、節20．扶助費は、交通遺児以外の遺児に対する見舞金です。

一昨年久光製薬から寄附を受けました111万2,000円から、平成25年度17名、平成26年度に10名に３万円ずつを支払った、合計81万円を差し引いた額、30万2,000円を補正額としておるところでございます。

以上です。

江嵜充伸教育次長兼教育総務課長

続きまして、同じページでございます。

項２．小学校費、目１．学校施設管理費について申し上げます。

節２．給料から節４．共済費につきましては、学校用務員３人及び学校保健員８人分の年間見込み分に要する人件費の補正でございます。

ページめくっていただきまして、５ページをお願いいたします。

節11．需用費のうち修繕料につきましては、各学校施設のふぐあい箇所の修繕に要する経費でございます。

節13．委託料につきましては、鳥栖小学校の正門付近のフェンス際の樹木が、隣接しております民地のほうに影響しておりますため、その樹木剪定等に要する費用でございます。

節15．工事請負費につきましては、鳥栖小学校で本年７月９日に発生いたしました、普通教室棟昇降口付近のコンクリート片が剥落した事案で、児童の安全確保から予備費をお願いいたしまして、夏休み中に剥落箇所の補修、並びに外壁調査を実施したところでございますが、この外壁調査の結果、同様の剥落の危険性が高い箇所がございましたので、その部分の改修に要する費用をお願いするものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目２．学校事務管理費、節11．需用費は、小学校に係る光熱水費です。これは、空調設備稼働に伴います電気料増が要因と考えております。

節18．備品購入費は、児童数の増加に伴う備品購入費となっております。普通学級が弥生が丘小学校と若葉小学校に１クラスずつふえ、特別支援学級が市内小学校８校のうち７校でふえる見込みによる補正となっております。

以上です。

江嵜充伸教育次長兼教育総務課長

続きまして、その下でございます。

項３．中学校費、目１．学校施設管理費について申し上げます。

節２．給料から、次のページ、６ページの節４．共済費につきましては、学校用務員１人分の年間見込み分に要する人件費の補正でございます。

節11．需用費のうち、修繕料につきましては、小学校同様、各学校施設のふぐあい箇所の修繕に要する経費をお願いするものでございます。

節12．役務費のうち手数料につきましては、田代中学校普通教室棟の増築に伴う建築確認申請等に要する費用でございます。

節13．委託料の減額につきましては、田代中学校普通教室棟の大規模改造工事、並びに、増築工事の実施設計等の支出見込み等に伴うものでございます。

ページめくっていただきまして、７ページをお願いいたします。

節15．工事請負費につきましては、基里中学校の塔時計の改修等に要する費用をお願いするものでございます。

節17．公有財産購入費の減額につきましては、田代中学校普通教室棟の増築に伴います駐車場用地の取得に要した費用の確定によるものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目２．学校事務管理費、節11．需用費は中学校の光熱水費をお願いしております。これは、小学校と同様に空調設備稼働に伴う電気料の増加が主な要因となっております。

節18．備品購入費は、施設用備品購入費です。普通学級が鳥栖中学校と鳥栖西中学校１学級、田代中学校では４学級、特別支援学級が鳥栖中、田代中に１学級、鳥栖西中に２学級ふえることを見込んでの補正となっております。

節19．負担金補助及び交付金です。これは、中学校スポーツ大会等出場補助金で、全国大会や九州大会への出場する生徒がふえたための補正となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

続いて、項４．社会教育費、目１．社会教育総務費のうち、節２．給料から節４．共済費につきましては、生涯学習課職員のうち、図書係を除く12名の人件費の補正をお願いしているものでございます。

次に、節23．償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度佐賀県放課後子どもプラン推進事業費の事業費が確定されたことから、その差額についての返還を行うものでございます。

次に、目３．図書館費のうち、節２．給料から節４．共済費につきましては、図書館職員の人件費の補正をお願いしているものでございます。

次に、節11．需用費につきましては、図書館施設の修繕料でございます。

続いて９ページお願いいたします。

目５．埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入のところで御説明いたしましたように、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を原因者から受託して行うための経費でございます。

今回は、本鳥栖町・京町遺跡の開発行為に伴う発掘調査の受託費分として、作業員の賃金及び測量等の委託料を増額補正をお願いしております。

以上で歳出の説明を終わります。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

今回のこれの経費の中に、田代中学校等々の大規模改造が出とりますけれども、ちょっと私の間違いかもしれんですが、たしか順序としては、ほかの学校が先であったように思っとるんですけど、間違いなら間違いと言ってほしいんですが、なぜ田代が早くなったのか、その辺。

江嵜充伸教育次長兼教育総務課長

大規模改修の改修順序については、間違いございません。

以上です。

尼寺省悟委員

そうですか。

大規模改造ですけど、今３年単位ですよね。以前、これ２年単位でならんのかっていうことを質問したことがあるんですが、そん時いろんな理由で、あったんですよね。

要は、先生方からよく話聞くんですけれども、あちこちが傷んでると。トイレとか、あるいは窓のすき間とか。そういったときに言うと、大規模改造のときにやったらいいんじゃないかと、一緒にやったらというようなことで、なかなかその修理が、そのお金が出てこんと。

そうなってくると、３年ということになると、かなり先にならないと、その修理ができないというふうな実態があるんで、そういった意味を込めて悪いところについてはやっぱりその都度、予算をつけてやらんといかんだろうと思うし、それが本当にそうだとするなら、大規模改造が３年ということあれば、なかなか学校の修理がでけんというようなこともあるという話もちょっと聞いとるんで、その辺、どうなんかなと思って聞いとるんですけれども。

江嵜充伸教育次長兼教育総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、この大規模改修につきまして、確かに委員御指摘のとおり、各学校を基本的には、管理・特別教室棟、普通教室棟、それから体育館と、１年ずつやるとすれば、３年かかることになります。

市内の小中学校合わせて12校ございますので、これ３年ごとやっていっても、少なくとも、毎年やったとしても30年程度かかると。

非常に長い期間を要しますので、今後につきましては、適切な時期に改修ができるよう、財政当局とも検討、協議をやっておりまして、今後につきましては、適切な時期に改修ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

以前、大規模改修が何で３年かと言ったときに、時期の問題があると。やっぱり夏休みとか、冬休みとか、そういった時やないとやれんという話を聞いたんで、これもちょっとこの際言っとくけれども、夏休みを短縮すれば、その分の時間数がやっぱり減るということもあるんだっていうことを、ちょっと、入れとっていただきたいと思います。

それと、日本語教科書の件が出とるんで、ちょっとこの際お聞きしますけど、ちょっとその前に、日本語教科書の増刷にかかる費用ということなんで、この辺をもう少し、ちょっと詳しく。

柴田昌範学校教育課長

教科「日本語」につきましては、今年度から全ての学校で本格実施ということで、各方面からいろいろな反響を呼びまして、全国のメディア等でも取り上げられたところです。

行政視察等も非常に多くなっておりまして、先週も熊本の宇城市から二十数名の方がおいでになったというふうな状況で、非常に大きな反響を呼んでおります。

この教科書につきましては、来年度当初に必要な教科書の分が、結果的に不足しておりまして、そのための補正をお願いするものです。

それぞれ各４種類あるんですけれども、その分で、500冊から600冊程度の増刷が必要ということで、今回補正をお願いしているところです。

尼寺省悟委員

日本語教育について、ちょっと細かいことは聞きませんけれども、実は私、１カ月ぐらい前に、北小と鳥栖中学校で、日本語教育の、あって、私も見に行きました。

それで、鳥栖市のお菓子とか礼儀の仕方とか、一番私がいいと思ったのは、落語ですね。子供たちが寿限無寿限無とか言ってね。うちの子供たち、多いんで聞くと、非常にこう評判がいいんですよね、評判がいいんですよ。

ただ、こう見よってみて、わざわざ日本語教育としなくても、ほかの科目でできるというところもかなりあるんじゃなかろうかと。

落語にしても国語で教えればいいし、あるいは日本語の、おいしい鳥栖市のお菓子とか、あるいは日本の歴史といったらそれぞれのところですればいいし、わざわざこういった教科をつくってやる必要が本当にあるのかどうなのかちゅう思いもあると同時に、特に、これ担任の先生がやるわけですね。

中学の場合ですと、極端に言ったら、体育の先生、音楽の先生が、国語の難しい論語とかをせないかんし、あるいは歴史とか教えないかんと。そういった、かなり負担もあると思うんですよ。

それで、聞きたいのは、これ教育長にお聞きしたいんですが、前もちょっと聞いたことあ

るんですけれども、それほどすばらしいならば――これ全国で、鳥栖市で３番目なんですよね。たしか平成19年に、世田谷区ができて、後、新潟のどっかできて、そして鳥栖が３番目と。そんなにすばらしいなら、何でたった３校だけなのかと、それ以上広がらんのかと。

私はね、ほかの学校へ広がらん理由ちゅうのは、ほかでやれるから、わざわざこんな、つくらんでいいからじゃないのかなと思うんですけれども、その辺のちょっと御見解をひとつお聞きしたいんですが。

天野昌明教育長

委員御指摘のとおり、全国で三つ目ということでございます。

なぜ広がらないかというふうなこと、いろいろな要因があると思いますけれども、私が今回かかわってきて、やってることは間違いない、とてもいいと。そういうのは、いろんな方にお話をしてもすばらしいと。

例えば、きのうおととい唐津の教育長さんとお話したら、一般質問に唐津市も教科「日本語」しなさいと一般質問が出たという話も聞きました。

そういうふうに、非常にすばらしいことだからといって、県の教育委員も佐賀県全体に広げたいという思いを伝えておられました。

一番やっぱりネックになったのは、私が思うのはやっぱり教科書づくりだというふうに思ってます。

この教科書づくりにかかるエネルギーといいますか、それは物すごい大変で、今回うちのほうも、一所懸命編集委員をお願いしてやったんですけれども、著作権の問題であったり、本当にいろいろな面で難しいなということで、それが大きなネックになってると思います。

もう一つ、ほかの教科でもできるんじゃないかということですけど、確かに、学習指導要領は改訂しまして、日本の伝統文化を大切にしなさいということで、学習内容、いろんな面で、国語にしても、道徳にしても、いろんな面出てるんですけれども、私はやっぱり、特化した形でしっかりとしたカリキュラムのもとに９年間、特にうちは小中一貫の９年間で実施しているということもあるんですけれども、系統的にそこでやらないと、本当に身にはつかないだろうというふうに思いました。

例えば、礼儀作法にしても、１年生の最初は靴並べから始めて、中３は、社会における礼儀というようなことをやっていくんですけど、そういったことをやっぱばらばらばらばらやるんじゃなくて、一つの流れで特化した形でやっていかないと、やっぱり子供たちには身につかないということで、非常に大変な面もありますし、職員もいろんな面で苦労もかけているのは、認識をしておりますけど、やはり教科「日本語」という形でしっかりとした教科として、やっていくと。そういうことでやらないと、やっぱり身につかないんじゃないかなと

いう気はしております。

以上でございます。

松隈清之委員

せっかく、教科「日本語」出ましたんで。

私もいいことだと思うんですよ。ただ、中身についてもっと、教科「日本語」と、日本語となっている部分も、ちょっと内容的に日本語と言えるのかという部分もあるんですが、礼儀とかなんとかっていうのも大事だと思うんですよ。なかなかそういう機会として、統一的にやるっていうことがなかなかできないので、教科書だったりっていうのを使いながらっていいと思うんですよ。

ただ、もっと日本という、伝統文化にもっと僕は特化していくべきだと思うし、特に、自国のことをよく知らない、伝統にしたって、しきたりにしたって、文化にしたって、知らない子供っていうのは結構多くて、それはもう僕らの時代でもそうなんですよね。

やっぱり、今後どういうふうになっていくかわからんすけれども、少なくとも、外国人の方もいっぱい見えられるし、あるいは子供たちが外国に出て行く機会があるときに、おたくの国ではどうなんですかと。

その、自己のアイデンティティっていうのは、やっぱその国家にある以上は、じゃあうちの国の伝統ではこうなんですと。じゃあ例えばマナーも、一般的なマナーとしてだけやなくて日本ではこういうマナーがあり、それはこういう理由があって、だからこういうマナーがあるんですとか。

やっぱりせっかく、教科「日本語」っていう教科であれば、やっぱり日本の伝統文化をきちっと学んで、それが今後、将来において、役に立つとか、自国のことをよく知っている、日本のことをよく知っている子供たちを育成していくっていう意味では僕は評価をしているんだけれども、学年とかそういったものも含めて、まだまだその教科「日本語」というには、まだそこまで、日本に特化してないというか、もうちょっと深く入ってほしいなっていう希望を持っているんですよ。

そこら辺どうなんですか。

柴田昌範学校教育課長

御意見ありがとうございました。

限られた週35時間の９カ年のカリキュラムの中で、いかにそういった御意見を取り入れていくかっていうところで、かなり苦労しながら、今回の教科書づくり等を行ったところです。

また、今議員さんから、御意見いただいたようなところを、次回の教科書改訂に向けて議論等を進めながら、来年度改定を考えておりますので、また４年間の教科書発行というとこ

ろに、いきたいと思います。

ただ、大幅な改訂というところはできませんので、どれぐらいそういったところに特化できるのか。教科「日本語」の中で、当然入れていけば、減らすところも出てきますので、その辺のバランスを考えながら、今後検討してまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

松隈清之委員

何で教科「日本語」つくられたのかって、市長が言われたんですけどね。その意図は、僕は正確に聞いているわけではないですけれども、ただいいなと。

視察に来られるっていうのは、先ほど尼寺委員のほうからもほかのところ、カリキュラムの中でやれるじゃないかと。確かにそういう部分もあると思うんですよ。

ただ、やっぱり、何が目的で、９年間を通して何を学ばせていきたいのかっていうのを確立する意味では、僕は教科としてつくるのはいいことだと思っているんですよ、先ほど答弁にもありましたように。

ですから、だからこそ、日本語だったり日本っていうものに、もっとこう特化した形で、子供たちには指導していっていただきたいなと。

それこそ、単に常識だとかマナーだとかっていう、それこそテーブルマナーなんちゅうのは別に、和食のマナーっていうのはそれはそれで結構ですけど、単純に世の中に出るための一般常識っていうだけではなくて、やっぱり日本人としてとか、そういったものに、ぜひ、特化していただきたいなと希望を申し上げて終わります。

久保山博幸委員

教科「日本語」の話が出たんですけれども、教科書が欲しいっていう方、一般の方がいらっしゃると思うんですよ。で、今手に入らんですよね。

何か、やっぱり、教科「日本語」の、一つに特化してやる、その一つの意味は、地域と、家庭もそうだし、地域と学校とがつながる一つの大きなきっかけに日本語はなり得るんじゃないかなと思うんですよ。

そうした場合に、じゃあ教科「日本語」って何をやっているのかなっていう、わかりやすい、ダイジェスト版みたいな形で、一般の方が教科「日本語」を少しこう触れられるようなＰＲっていうか、何かそういうのができれば、もうちょっとこう広がっていくんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

今、久保山議員さんの御指摘があった教科書の配布、販売あたりにつきましては、最初はできるんじゃないかと考えておりましたけれども、結局著作権の関係等で、授業として使う

分について許諾を得たものであって、一般への販売については著作権上クリアできないということが弁護士さんからも言われまして、調査・研究用として行政視察で来られた方がどうしても勉強したいとか、教育関係の方とかが勉強したいということについては有償販売で、４冊セット2,000円で、お渡しているところでございます。

一方で、市民の方ですね、おじいちゃん、おばあちゃんたちが、私も欲しいから手にしたいという方については、お応えできていないという状況なので、今まちづくり推進センター、並びに図書室での閲覧についてはできるようにしております。

今後、できればそういった声にお応えできるように、次回の改定のときには、一般の方への譲渡あたりもできるような形で、著作権等の許諾がとれないか検討してまいりたいと考えているところです。

天野昌明教育長

今の久保山委員からの質問ということになりますけど、確かに非常に、もっと地域へ、ＰＲとか啓発というのがやらなくてはいけないというふうに、非常にそういう思いを持っております。

ダイジェスト版ということも一つのヒントかなというふうに思いますけれども、はっきり言ってホームページ等で、教科「日本語」のホームページを開設しようと思ったんですけど、まだできてない状況です、それはですね。

それから、校長先生にお願いして、校長だよりあたりで載せてある学校もあれば、余り載せておられない学校もあると。

そういうふうなこともあるんですけれども、今後はやはり、先ほどお話がありましたように、やっぱり地域の人材をいかに学校として、地域の教育力としてお願いしたいとか、地域との交流であるとか、非常に地域の教育力を高めていく上でも、教科「日本語」が貢献する部分といいますか、それは非常に大きいものがあると思いますので、今言われた部分、言われたことなんかを踏まえて、今後、先ほど不特定多数にはやれないということもありますけど、今後の方向としては、ぜひ、教科書を市民の方々にわけられるような形のものとして、しっかりその辺は検討していきたいというふうに思ってます。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

現地視察の分について確認をしたいと思います、ここで。

今現在、視察については、委員さんからの要望は来ておりませんで、そのまま、16日は……、（発言する者あり）はい。（発言する者あり）

それでは、暫時休憩します。

午後０時９分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時８分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

自由討議

古賀和仁委員長

午前中に本日の日程終わっておりますが、自由討議の中で、何かお話をしたいという意見があっておりますので、これを行いたいと思います。

尼寺省悟委員

自由討議ということで、私がお話したいのは、就学援助費の支給月を、現在７月であるのを４月に、早くできないのかと、そういう点です。

鳥栖市の場合はどうして７月にしているのかというと、前年度の所得によるということで、前年度の所得が決まるのが５月、６月なのでそれを受けてということでしているというふうに聞いとるんですが、例えば佐賀市の場合には４月に出しております。

佐賀市のケースでは、３月に認定すると。前年度、事実上前々年なるんですけど、その所

得によって３月に認定して４月に支給していると。そういう形にできんのかと。

お金がかかるのは、実際もう３月とか４月に一番お金がかかるんであって、前々年度の所得というのは、国保の場合もそんなふうに前々年で事実上しているんで、そういったケースもあるということで、ぜひ７月ではなくて、前倒しにして、一番お金のかかる４月、どうかと、いうことが私の言いたいことであります。

古賀和仁委員長

今、尼寺委員の、就学援助についての意見がありますけれども、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

松隈清之委員

とりあえず、今の問題で自由討議をするっていうことですね。

古賀和仁委員長

このことを議題に自由討議をするかどうか、まずそれを決めたいと思います。

皆さんの御意見をお伺いします。

〔発言する者なし〕

では、御異議ないようですよね。

これについて自由討議を今から行いたいと思います。

松隈清之委員

実は、その詳しい制度とか、承知をしとらんところもあるので、なかなか、的確な意見が出せるかどうかわからんですけれども、少なくとも、所得の判断にということで、今７月ですか､なってるっちゅうことなんですけれども､一般質問等でもあっておりましたけれども、実際、お金が要るときにないというのが、就学援助する意義として問題なのかなということはありますので、そこは執行部とも確認をせないかんですけれども、可能なのかどうか、可能であればそういう対応をしていかないかんと思うし、もし、それができないということであれば、例えば、短期の借り入れとか、さっき４月ていう意見ありましたけど、実際お金が要るのは３月ぐらいから多分いると思うんですよ、３月の後半ぐらいには。

だから、一時的な借り入れをできるような仕組みっていうのをつくって、スムーズな就学等ができるように支援をすべきだと、私は思います。

下田　寛委員

これって、済みません、僕も詳しい内容知らないんですけど、要は、収入に応じて幾らというのが決まってるんですか。

じゃあ、その額借り入れをすることができれば、その分そのまま横流しして返済することは可能ということなるんですね。

これを、制度として、どうすっかっていうのをここで話し合うわけですよね。

松隈清之委員

だから、委員会としてこういう仕組みができないのかっていうことで、執行部に対して申し入れをするということはできると思うんですよ。

だから、単純にやれということもできるだろうし、今、提案したような、もしできないんであれば、例えばその分、先に借り入れができるような形をして、もしその所得によっちゃ額が変わっとってもね、借り入れた額は返しゃいいわけだから。もう、その分丸々返せばいいのか、あるいは所得がもし上がっとって、上がっとるということであれば、それ以上返さないかんかもしれんけれども、要は就学のときに、必要なときにお金がないと、４月入ってきたところで別に困りゃせん、困りゃせんというか、迷惑ではないにしても、本当に必要なときにお金がないという状態を解消できる仕組みは、執行部に対して、委員会として、もしまとまるようであれば申し入れをすべきだなと思いますけどね。

古賀和仁委員長

制度の中で借り入れ、それと前倒し、４月ぐらいにということで出てますけど、制度として、委員会として申し入れができるかどうかというお話されたんですけど、皆さんの意見をほかに。

下田　寛委員

要はこれ申し入れをするのも大切ですし、あとは、継続審議をしながら制度を一緒につくり上げていくっていう方向とがあるのかなと思うんですけれど、要は継続審議しながら、そこ議論していくっていう話になるんですよね。

松隈清之委員

今回、自由討議で上がっている就学援助も含めて、特に、所得格差が教育格差となるような声も上がってますんで、全般的に、要は低所得者だけなのか、あるいはそんなに低所得者という分類をされないにしても、例えば大学の進学等に関して、結構、そんな低所得者でないにしても、負担をしていかないかんとかっていう部分はあるんで、そういう意味では、鳥栖で教育を受けている、少なくとも高校までありますんで、あらゆる世代に関して教育格差がなるだけ解消されるような仕組みづくりっていうのは、執行部に対しても求めていくと。

それに対して、継続的に、執行部も含めて、そこの仕組みづくりができればいいなというふうに私も思います。

古賀和仁委員長

ほかに。

久保山博幸委員

今、松隈議員のほうから、教育格差っていう話ありましたけれども、確かに保護者から学校に望むこと、やっぱり学力向上なんですよ、一番望むことはですね。

確かに塾に行ける子、行けない子、じゃあ、小郡あたりでやっているのは、何か地区の公民館ていうかセンターか、そこで専門の先生を呼んで、結構その学力向上に向けての、地域で、そういう取り組みやってるというところもあるんで、何か、もちろん就学援助もそうですけれども、教育向上に向けての機会を全体として取り組む、何かそういう試みも必要じゃないかな。教育格差解消に向けてのですね、取り組みも。

だから、その辺の協議、協議っていうか、話も、やってみてもいいのかなっていうふうには思いますけれども。

松隈清之委員

今言われた部分も、よく言われる、経済格差が教育格差になっているのかどうかっていうのはやっぱりきちっと分析して、やっぱそれ取り組まないかんと思うんですね。

例えば、学校、それぞれ学校も含めて、じゃあ例えば、低所得層をどこで線切るかですけど、成績が悪い子たちが、例えばその塾に行ってないからとか、所得が低いからとかっていうことも含めて、もし実態としてそういう部分があるんであれば、やっぱりそこは、所得格差が教育格差、あるいはその後の人生においても格差につながっていくっちゅう可能性はあるんで、そこは、いわゆる一般論とかではなくて、きちっとやっぱり委員会としても調査をして、もしそうであれば、手法は、今久保山委員言われたように、地区の公民館であるとか、あるいは学校の中でもっとできることももしかしたらあるかもしれないので、そこも含めて検討していくっていうのはいいと思いますよ。

下田　寛委員

ちょっと、初めの就学援助から少しずれちゃうのかもしれないですけど、所得格差と教育格差というところですると、ちょっと余談ですけど、アメリカのセサミストリートっていう番組がありますけど、あれって、要は低所得者層向けに言語の学力を上げるっていうために、本当は始まった番組らしいんですけれど、結果として学力が上がらんかったと。

その原因なんかって言ったら、あの番組を見た上で、親子でコミュニケーションして年長者が振り返りを与える機会というのを持つことが大事なんじゃないかということが課題に上がったそうで、それを考えると、例えば鳥栖市であれば、コミュニケーションを家族の中で図るっていうところで、全国の自治体でブックスタートって、要は、絵本をあげるっていう事業ありますけど、鳥栖、なくしているんすよね、５年ぐらい前に。こういうのを復活させることとかを、丁寧にやっていく必要があるんじゃないかなって思います。

日本語教育の話さっき出ましたけど、僕、実は日本語教育、小・中大事ですけど、公立の

保育園とかでも担保してやっていくことが、実は必要なんじゃないかなって。それで、継続して、教育の土壌をつくるということが、そういったことにもつながってくるもんなんじゃないかなあって思ってます。

教育委員会と話したら、そこはうちの管轄じゃないからちょっともうやめてくれって言われたんすけどね。

古賀和仁委員長

かなり広げてやっていきたいという、いろいろあってますけれども、小石委員は、よかですか。

松隈清之委員

もちろん、単に経済的弱者のためというよりは、経済的弱者であろうとなかろうと、やはりきちっとした機会っていうのは、担保されるべきだと。

できる範囲でっていうところはありますんで、そういう意味では、いろんな幅広い取り組みに波及する可能性はありますよね。もちろん順序立ててやっていく必要はあるかもしれないですけれども、今言われた、保育園ということになると若干、この委員会として、担当部署ではなくなってしまうので、そこに関して執行部を呼んでっていうことにはなかなか難しいかもしれんすけど、ただその取り組みとしては、公立と言っても実際、公立小・中学校であれば基本的には、市内の全小・中学生を対象にできるんだけれども、保育所となると基本的に公立で賄えてるわけではないんで、そうなると、公立と私立との格差っていうのが出てくるんで、もしやるんであれば、私立も含めて、そういう取り組みが、これ委員会としてはなかなかできんとしても、そういう取り組みをするんであれば、全ての保育所で、民間、私立と公立関係なしにできるような、鳥栖市の取り組みとしてやるべきかなと、もし、保育所。じゃあ幼稚園はいいのかっていう話もなってくるんで、行政が取り組むとしたら余りこう、何で公立だけみたいな。

私立の中学校とか小学校とかなると、そこはもう結構選択的に行ってる部分があるけれども、公立保育所、私立保育所に選択的に入ってるわけではないじゃないですか。あいてないから私立に行っている、希望してても私立しかあいてない。

だから、そこは自主的に選択肢がないという部分があるんで、やるべきでないということじゃなくて、やるんであればもっとその民間、公立関係なくできるような仕組みっていうのを考えられれば、また委員会できるかどうかわからんけど、そういうふうなやり方としては、私も、公立も同じようにやれるほうが、不公平感はないと思うんですね。

下田　寛委員

そうだと思うんすよね。

鳥栖であんま聞いたことないんすけど、ほかで聞くと、要は幼稚園・保育園で一生懸命頑張って教育、その子の素質を伸ばしたと。でも、学校に入ると全く違う教育環境なるんで、せっかく伸ばしたもんが沈んじゃうっていうことがよくあるわけで、本当はそこを伸ばしてやる仕掛けづくりをどう担保するかっていうのは、実は物すごい大事なことなんじゃないかなと思ってて、そこで、例えば、日本語教育みたいなのぶち込んでいけることができれば、一貫した子育て環境の充実っていうような、鳥栖市として打ち出すことかできるから、これねえ、何か担保できれば非常に興味深いんじゃないかなと思うんですけれどねえ、とは思ってます。

松隈清之委員

だから、その委員会として、担当部署ではないので、厚生になるね。だから、そこに踏み込んでいく、中身について余りいけないところあるかもしれないけれども、一つの、言っても子供としては子供だから、だから、それに対して教育として考えてるわけなんで、対象が教育委員会が保育園とか幼稚園入ってないとしても、そういう投げかけっていうのは、執行部に対して、じゃあ教育委員会のほうから小学校からやるけど、できればもっと小さい時期から、そういうのに取り組んでおくっていうことが大事だと。

だから、教育委員会のほうから市長部局に対して、そういう取り組みをぜひやってくれないかみたいなことをいう申し入れをしてもらう、その一貫的な教育の問題としてね。

そこに対して、議会としては厚生のほうで、総務としてはこういう提案を執行部にしているし、委員会としてもやってくれないかっていうことで、投げかけすることで、議会としてそれに取り組むことはできないことはないよね。それはやり方なんで。

だから、そこは一つの大きなくくりとして、日本語教育をどう捉えていくとか、日本語教育っていうだけではなくて、結局、その低所得者の問題だけでなくて、今言われた、教育の問題つうのはやっぱ、まちづくりじゃないですか、結局は。

その学力、久保山委員言われたように学力っていうのは、鳥栖はすごく学力が高いらしいと、公立小・中学校の学力が高いらしいっちゅうのは、立派なまちづくりなんですよね。鳥栖に住もうっていうインセンティブとしては、乳幼児医療費がどうとかこうとか以上の効果が、場合によってはある。鳥栖の学力が高いっていったら、公立高校だと。

だから、そういう意味で考えるならば、学力を向上させる、その仕組みの一つとして、学力だけでなくて規範意識だとか、日本人としての伝統と誇りも含めた、芯のある子供を育てていくっていう教育の方針をしっかり立てることができれば、それはまちづくりとして十分機能していく部分であるし、そうすっと総務の担当で、そっから、各部署に広げていくこともできると思うんで、そこをきちっと委員会として、まちづくりとしての教育のあり方とし

て確立した上で、執行部に対し申し入れをしていくっていうことは可能だと思うね。

下田　寛委員

さっきの久保山委員の話ではないすけど、例えば、豊後高田市なんかは教育の町って言われてて、公民館で、学校の先生のＯＢとかが総出でなかよし会みたいな仕組みの中で、学校、要は宿題見ながら勉強教えてやったりとか、あとそれ以外のプラスアルファのところまで、もう放課後で担保しているんですよね。

今、生涯学習課が担当のなかよし会なんて人が集まらないで苦労して、今回も500万円ぐらいですかね、返金しているような始末ですよ。

お話を聞いてても、頑張ってはいるけれども集まらない現状があって、ここどう担保するかっていうのは、意外ともう学校の中だけで完結するのは厳しいんじゃないかと思ってて、今おっしゃられたような、その地域ん中も含めた上で、例えばもうまち協の一つに入れてもらうとか、そういったことまで考えてもらわないとなかなか厳しいんじゃないかなっていう気は、してます。

またちょっと、脱線しましたけど。（「自由ですから」と呼ぶ者あり）そう思います。

古賀和仁委員長

それぞれ、思いいいです、ずっと。

ほかに。

久保山博幸委員

幼保小連携、やっぱり小学校に入ってきたときに、教室、授業が成り立たないっていう、だから、それ以前の連携ですよね。

だから、義務教育の６年、３年じゃなくて、もう今話に上がってるように、その前からの連携で、全体的にどうやってさせていくかっていう、そこのところは、委員会を超えて協議できるような、取り組みが必要じゃないかなと思います。

尼寺省悟委員

ちょっと、最初就学援助の話から話がだんだん広がってきたんやけれども、例えばさっきあのなかよし会の件言われたんやけど、私が知ってる人なんか、まだ年が40ぐらいで、なかよし会に行って、ぜひちゃんと指導員になりたいという話で、行ったんやけれども、現実的には給与が十数万円というふうなことで、とうてい十数万円じゃ生活できないということで、結果的には指導員やってるの女性ばっかしで、そして、さっき言ったように非常に指導員なる人がおらんというふうな状況、こういったものをやっぱ解決するためにはもっと、教育だけじゃなくて、給与の問題とか、そういった声含めた形の話じゃないと解決しないと。

そういったところまで含めてみて、この総務委員会の中で、どうやってやっていくかちゅ

うと、ちょっと難しい側面ちゅうの私はあると思うけれども、そういった意味で、いろいろ出たけれども、一番最初の地点での就学援助、まずその辺からちょっと始めてみると。

私が言った、現状ちゅうか、その辺の確認もあるだろうし、あるいはその佐賀市のこととかいろいろ言ったけど、それの確認があるし、それを解決するために、前倒しができるんか、あるいはできなければ、その借り入れができるんか。そういったところの話をちょっと執行部と話をして、そしてその結果を受けて皆さん方が同意できるならば、その辺を申し入れするとか、ね。

まずその辺からやってみて、今いろんな事、言われたやつを、低所得者の問題とかそういったことやって……、(「するじゃん」と呼ぶ者あり）いうふうに私は思うけれども。(発言する者あり)

松隈清之委員

確かにやっていく上で、全部並列的にやっていくことはできないと思うんで、今、尼寺委員言われたように、まずは時期としては、例えばもうできるんであれば、早々にできることであれば、それはそれで、来年の４月とか、僕は、４月でなくて３月ぐらいにできるような仕組みをつくるべきだと思うんだけれども、それは、まず早々にでもやるべきかなあと。

ただ、それはそれとしてやりながら、それを当面の課題として早急に今後やっていくとしても、以前議会で、一般質問でもあったけれども、議会でやったように意外と小・中学生ぐらいまではいろんな支援があるけれども、大学進学あたりでやっぱりだいぶきつくなってくるっていうことも、調査結果には出てるんで、そういったところも含めて、本当の経済格差が、教育というよりも世の中での格差につながっていくっていうところでは大学進学あたり結構差がついてくる部分もあろうかと思うんで、そこも含めて、やっぱり可能な限り、そのギャップを埋めていくための仕組みづくりっていうのはやっぱりやっていかないかん。

そういう、順序を、また今後決めていかれたらいいのかなと思いますけどね。

古賀和仁委員長

大体、尽きたですかね。

一つは一番最初に、就学援助を前倒しでできないかと、ここからちょっとスタートして、ずっと先まで走ってるんですけれども、まず、整理するためにちょっと、最初の部分について、申し入れまでするかどうか。

松隈清之委員

するかどうかは委員会の中でコンセンサスがなければできないことなんで、それはコンセンサスできる内容としてあれば申し入れをすると。

それは、先の話でまだわからん、執行部と話もしてないんで、そんな執行部の意見を聞い

た上で判断すればいいと思うんですよ。

ただ、進め方として一つは所得格差と教育格差の問題をどう取り組んでいくのかの中で、優先順位としては今、就学援助だったりっていう、所得格差と教育格差の解消と、あとはやっぱり、言われたように、いかに教育水準を上げる仕組みづくり、まちづくりとして、いかに教育水準を上げていけるのかっていう、その仕組みづくりに関してというのはやっぱり取り組んでいきたいなと思うし、なおかつ、テーマいっぱいあると思うんだけれども、一つは、何かの資料だったんですけど、１歳児健診とか３歳児健診の、いわゆる、ちょっと、問題ありっていう数字っていうのが、３年とか５年、３年ぐらい前の数字だったと思うんですけど、それから比べても、大分ふえてるんですよ。もう本当、数年単位でえらいなふえ方しているんですよ。

そういうこと考えてくると、今の、いわゆる特別支援学級のあり方っていうのも、恐らく大きく出てくると思うんですよね。教育の中に入っていけば。

場合によっちゃ、その前の、厚生部門の担当になるかもしれんけれども、そういう子たちが出てきた保育園、幼稚園の対応、あるいはそこから、先ほど久保山委員言われたように、そこから小学校とかに上がってくるときの対応っていうのは、結構、今後、特別支援学級に該当するような児童数の増加っていうのは、恐らくあるんですよね。

多分、そこを見越した上で、対応しとかんと、後手後手に回ってしまう可能性はあると思うんで、これは全部一遍にはやれんとしても、それもやっぱり、議会としても、あらかじめそこの対応っていうの執行部に対しても言っておく、あるいはそういう子たちに対するケアを適切に早い時期から行えば、割と改善するとかいうことも、中にはあるんですよね。

だから、そういった専門的な知見の活用だとかも含めた対応についても、今後、時間があれば、取り組む必要があるのかなと。

だから、大きくその三つぐらいは、やっていければなと。２年ぐらいしかないですけど。実質２年もないですけどね。

小石弘和委員

これですね、今ここでいろいろ議論をされてますけど、まず、私は教育委員会と勉強会、意見交換会をまず開いたほうが、一番早いんじゃないか。そして、テーマを決めていくと、委員会の中でですよ。

今、最初から出た就学援助に関して、ほんとに教育委員会に要するに前倒しもできるかというふうなことも、聞くことも必要と、私は思います。

そいけん、まず、１回目として、やはり教育委員会とのですね、総務文教の要するに勉強会というふうな形を、開催してもらったほうが、一番まずはいいんじゃなかろうかと思うん

ですよ。

以上です。

尼寺省悟委員

あと、ついでながら言うんやけれども、学校の校舎の問題ということで、かなりがたがきてるというようなことで、一般質問をしてから、たしか前回の総務文教でも、１カ月おきに各学校訪問をしてきたという話があるけれども、今、ほら、大規模修理ちゅうてやってるけれども、昔の大規模修理ちゅうのは外側だけで、中は全然やってない。

中が全然やってないからトイレは物すごく臭いし、窓ガラスが割れて、この前台風の時かな、倒れてしまったり、かなりこう出るっちゃんね。

だから、大規模改修のときまでなんとかやりますちゅうな形なってるんで、その辺のことをもう少し、我々が中まで視察とか、これ新しいメンバーなっとるけん、してみて、その辺で、さっき言われたように教育委員会とちょっと意見交換するとか、そういったことも必要じゃなかろうかと。

もちろん、２年間の間、通じての話でいいと思うんでね、せっかく、こういったことでできるならばね。

そういうふうに思いました。

小石弘和委員

先ほどから、給与の問題も出てきとるんですけど、生活指導補助員の場合でも、103万円の壁があるんですよ。103万円までしか私は要するに勤めないというふうな、そいけんもう少し上げなさいというふうなことも、私言ったこともあるんですよ。

そしたら、やはり、今度は103万円の壁があるから、夫の扶養に入っておきたいというふうなところで、給与上げた場合は、恐らくそういうふうないい人が来ないだろうと、いうふうなことをちょっと言われとったからですね、そいけん、そういうなことはちょっと勉強会でお聞きしながら、やはり、総務文教の自由討議の中で要するにやっていくと、どういうふうな方向で、やっていくかというふうなことを結局勉強したほうがいいんじゃないかなと私は思います。

尼寺省悟委員

ちょっと今の、反論ではないばってん、私が知ってるのは男なんやけど、その委員は指導員補ということで、なかよし会行ってるけれども、女性ばっかしとる。

あすこ行ったら、実際行ってみたら、男の人絶対要るちゅうんよね、男の先生が。女だったら絶対やり切らんちゅう。

で、もう、休み、何ちゅうか、昼間やったら、外に行って一緒に遊ばないかんしね、そら

力すごく強い子やったらね、ぶん殴ったりしよるちゅうわけね。

だから、そういったときに女性だけはやっぱいかんと、だから男性の指導員がおってちゃんとね、指導せんといかんというところあるっちゃんね。

そういった意味では、男性の指導員、若い40とか50の人でもね、勤められん、ちょっとそこまでいくの大変やろうばってん、今十数万円じゃ到底できんからね。

その辺を上げた形で、男性の指導員でもちゃんと入っていってやるという形まで、やっぱりすべきじゃなかろうかなっていうのもちょっと思ったんであってね。

下田　寛委員

何か今、国で、放課後児童クラブはプロの資格化をしていくべきなんじゃないかみたいな話もあるみたいですね。

実際現場見てみても、もう戦場すからね。あれだけ、わさあっと来られて、あれ対応するのやっぱ大変ですよね。

ただ、どうすればいいちゅうのは考えていかないかんですけれども、その特別支援に関しては、僕は本当、また来年もふえて、事前に聞いた話じゃ、これマイク入ってるんであんまり言ったらいかんですけれども、現場で、お前これ無理やろっていうような子が、来年また、ちょっと、そういった子がいらっしゃるそうで、保護者にも当然特別支援学校勧めたけれども、本人の希望で普通学校に来るという話で、何とかせないかんというんですけど、これ解決するにはもう本当、スーパーティーチャーか、僕は民間の人に頼る以外はないやろって思ってます。

ただ、民間の人入れるってなるとやっぱり学校はすごい嫌がるので、ここの部分を僕はどう突破していくっていうか、どう連携していくのかっていうのが俺は課題なんじゃないかなと。で、これしないと多分無理っすよ、無理。もう教育的指導の範疇ではもう明らかにない子が来るわけですから、本当は無理なんすよね。

今、鳥栖にそういう子が、どんどん集まってきてるんで、多分佐賀県という視野で考えても、明らかに鳥栖市がこの課題突破してかないと、いくことで、先進事例つくって、周りに波及していくんじゃないかなって思うんで、物すごい大事なことだと思うんですよね。

そう、だけん、ここは、俺もう、旭小学校とか見てると、今視覚化を徹底してやってて、要は、道路を、廊下をこう歩きましょうとかいう線を引いたりとか、どうも鳥栖市ん中でモデル校らしいんですけど、僕が見た感じでは、なんとなくやってるんですけど、新しい弥生が丘小学校のほうがその辺きれいにできてるんですよね。

この辺のやる気の違いって言ったら、あればいかんですけれどもう一歩、これもしかするとそういうプロに入ってもらって、ここもうちょっとこうしたほうがいいですよっていう指

導をして、ちゃんとやっていく担保とってかないと、学校として動きづらい現状あるのかなあと思って、もう一歩、お金かけないでもできることたくさんあるのに、なかなかできてない状況っていうのを、どう、もう一歩進めていくのかなっていうところは、これ議会としても、訴えていかんといかんよねっていうのも、すごい痛切に思ってます。

なんで、済みません、さっきの話だと、就学援助と、高校・大学への進学援助って言ったらいいんですかね……（「だから、仕組み的にはどうなるかわからんけど、少なくとも教育格差につながらないような仕組みが、市でどういうことができるのかっていう部分、もちろん就学援助を含めて、市でどういうことができる部分、教育格差に対する対応が一つと、要はまちづくりとしての教育、教育を上げていくための仕組みづくりが、どういうのができるのかと。それが例えばまち協になるのか、あるいは放課後児童クラブだって基本的には、保育所のもともとは延長で設立されとるけん、それで全部とはできんとしても、ある程度はできるのか。あとは、いわゆる問題を抱えた子供たちに対する対応っていうのは、その三つは、順番はあれとしても、どういったことができるのか検討して、執行部に対して何らかの申し入れができるようになればいいなと」と呼ぶ者あり）

なんで、その気になる子の対応も、１歳、３歳やって、そのあと、どういった指導がその子の成長につながったかっていうのを縦断的に見ることができれば、また一つの鳥栖市モデルできると思うんですよ。

でもこれ、学校の中やったら学校中でまたこうなって、ちょっと僕も分断されてんのかなっていう気がするんで、そこはもっと担保して、ちっちゃいころからやっていくというべきとこじゃないかなとは思います。

松隈清之委員

今もそういう問題を抱えた子供たちが、どの小学校に入るかというのわかった時点で、その学校の先生と、保育所だとか幼稚園の先生で、そういうその情報の伝達っていうのはされているんですよね、一応ね。

されているけれども、そこがもう必要最低限なのか、もっとこう、専門家の意見を聞きながら、どういった引き継ぎっちゅうか、申し送りっていうものが必要なのかとか、その子供たちのカルテみたいな、そういうものも含めて、あるのかどうかわからんけれども、そこは途絶えないようにその子のカルテみたいなやつがずっと引き継がれていくっていうような仕組みが今あるのかどうかわからんけど、そういうのも含めて、制度化できればいいのかなと思うけどね。（発言する者あり）

古賀和仁委員長

いろいろ、就学援助について、いろんなやり方があるということで、皆さんから、幼稚園

から小学校、中学校、大学も含めて何らかの市の方針としてぴしっとやるべきじゃないかというのが、恐らく皆さんの意見であって、その中で、教育委員会と、また、ほかの部署ともどうやっていくか、で、最初に言われたのは教育委員会と、意見交換会をやって、どういう課題があって、どういう解決するのが一番いいかまで含めて、当委員会でやったほうがいいんじゃないかということで、まず、個別にやるんじゃなくて全体の中でどういうふうなね、我々が取り組んでいくかちゅうことを、教育委員会の意見も聞きながら、現場聞きながらやっていうことで、大きくは就学援助について、これをまちづくりとやっていくということ、特別支援学級、あと、もう一つ……、何やったですかね、はい、はい。

松隈清之委員

テーマとしては、いわゆるその教育格差の問題ね。その就学援助も含めて、教育格差の問題が一つと、あとは、学力を上げていく、そのまちづくりとして、その学力上げていく、そこは日本語教育を含めて、なっていくのかもしれないけど、そういうのがまず一つ。

もう一個は、さっき言った問題を抱えた子供たちに対する対応っていうのを、事前にどこら辺まで考えとくのかっていう３点で。

基本的には、そういう投げかけは執行部に対してしていいと思うんですよ、こういうこと考えてるよって、今後って。だから事前に資料等で必要なもんであれば用意してもらう意味で、投げかけはしていいけど、基本的には何を取り組むかうちで決めたらいいわけやけん、ただ、中身はほら、聞かんとわからんことがあるけん、それはとりあえず教育委員会呼んで、中身についての話はしていいけど、何を取り組むか、どういう順序でやるか、もう委員会で決めたらいいと思うんですよ。

尼寺省悟委員

今さ、これとこれとこれちゅうの決めないでもいいちゃないかな。その辺は、いろいろばあっと形で、教育委員会と話をしてさ、その結果として煮詰めて、こうこうちゅうてさ。それも方法もね。（「案でいいでしょ、案で」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）その辺はちょっと、正副で話してさ。

古賀和仁委員長

じゃあ、今皆さんから意見が出たについては、正副で取りまとめて、委員会と相談しながらどういう形が一番いいかね、取り組む課題も含めて。

よかですかね、それで。（発言する者あり）この課題含めてですね。

と、もう一つ……、これを閉会中の、ちゅうことで、閉会中……。

下田　寛委員

今話したのを閉会中の継続審査しないと多分厳しいのかなと……。

古賀和仁委員長

これで、いくということでようございますかね。閉会中の調査課題として、皆さんから言われたことを、念頭に、閉会中の調査研究するということで、いいですか。（「その前提で今話をしよる」と呼ぶ者あり）はい、いいですね。はい、その確認です。よかですか。

課題については整理をして、正副で整理いたしますので、それでようございますか。はい。

下田　寛委員

学校行きますか。（「学校もねえ、だからすぐでなくてもいいけんさ、新年度とかね」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

現場、どうしますか。（「前の総務文教行っとるじゃんね。だから、我々も新しくなっとるけんさ、実際知らんやろ。だから、来年すぐじゃなくてもいいけんね、４月、５月そこら辺でね」と呼ぶ者あり）（「別に御用聞きに行くわけじゃないけん、やっぱりこっちである程度課題も含めて、持った上でじゃあ現場を見ましょうという形じゃないと。とりあえず行って、何か困ってませんかっていうのはもう今までやっとるけん、逆に」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「だけん課題が出てきたところで、必要であれば行くということでいいっちゃない」と呼ぶ者あり）（「私はすぐじゃなくてもね、いいと思うけれども、行ったほうが実情を知るためにもね」と呼ぶ者あり）（「大規模改修じゃないですけれども、環境整備の視点で見ると、市内のいろんな学校に行って、確かにガラスの問題、すき間があるとかいう、もうちょっと前向きな、課題も含めてですね、その辺のことまでそういう視点で見てみるのもいいのかなあと」と呼ぶ者あり）

環境整備まで含めてということですね。（発言する者あり）（発言する者あり）（「さっき大規模改修３年に１回やんね、全部やるためには30年ぐらいかかるっちゃんね」と呼ぶ者あり）（「建てかえくさ。鳥栖中学校てんなんてん建てかえてやらんと、階段とか教室とかざまなかもん」と呼ぶ者あり）

現場見るということで、ようございますか。現場も行くと。（「いや、現場も見るということじゃなくて」と呼ぶ者あり）現場もね、その調査の段階で必要であれば行くということで、よかですか。（発言する者あり）よかですね、よかですね。

はい。ということで、いきますので。

以上で、自由討議を、終わります。

あとのまとめについては、正副にお願いをいたします。

古賀和仁委員長

それから現地視察ですけど、ございませんので、16日は午前10時から委員会を行いたいと思います。

ほかにないですね。

本日の会議を散会といたします。

午後１時51分散会

平　成　27　年　12　月　16　日　　（月）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
〃	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野田　寿	企画政策部長	園木　一博
総務課長	古賀　達也	企画政策部次長	松雪　努
総務課長補佐	古澤　哲也	まちづくり推進課長	藤川　博一
財政課長	小柳　秀和	情報管理課長	青木　博美
契約管財課長	三橋　和之		

会計管理者兼出納室長	立石　利治	議会事務局長	緒方　心一
監査委員事務局長	古賀　和教	選挙管理委員会事務局次長	姉川　勝之

教育長	天野　昌明	学校教育課長	柴田　昌範
教育次長	江嵜　充伸	生涯学習課長	佐藤　敦美
教育総務課総務係長	原　祥雄		

4　議会事務局職員氏名

議事調査係長　江下　剛

5　審査日程

議案審査

議案乙第34号　　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）

議案甲第27号　　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

議案甲第30号　　鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報　　告

佐賀県競馬組合の状況報告（財政課）

鳥栖市地域防災計画の修正概要（総務課）

所管事務調査

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

午前９時57分開議

古賀和仁委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総　　括

古賀和仁委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

なお、議案外の所管事務についての御意見などは、採決後に時間を設けたいと思いますので、総括については、付託議案の審査を通じての総括的な御意見をお願いいたします。

尼寺省悟委員

教育委員会に対して２点ほど、ちょっと、御意見ちゅうか、御要望を申し上げます。

１つは、校舎の整備です。これについては、現状かなり、現場の先生方からも不備な点、トイレが、臭いがまだ残るとか、壁とか窓枠とか、いろんなことがあるので、大規模改修待ちにならないようにという話をしたところ、そのようにやると、財政課とも協議して、やるというふうな答弁いただいております。これはぜひ……。

もう１点ですが、日本語、教科「日本語」についてなんですけど、これについて今度予算が、出ておりますので、ちょっと幾つか申し上げたいんですが、予算審議の時にも言ったんですけど、私も授業参観に行って、非常に、授業においては子供たちの評判もいいし、私も直接見て、いい点あったと思うんですが、懸念するところが２点ほどちょっとありまして、一つは、これ一つ申し上げたんですが、先生たちの負担ですね。先生方から専任の日本語教師、そういったものでやってほしいという声もあるんですよね。実際、数学の先生とか理科の先生、音楽とか体育の先生が日本語教育、教科「日本語」ということで漢文とか論語とかそういったことまで準備せないかんと。そういった負担が多いということで、だからそれはそれとしてやってほしいと。

もう一つ、内容についてなんですけどね。日本語、日本語ということで、余りそれを、何

ちゅうか、強調しすぎると、ちょっとおかしな方向にいくんじゃないのかなと、そういう懸念がちょっとあってですね。

実はこの前、前のときも、鳥栖市で３回目と、平成19年の新発田市であって、品川区でやって、それ以上広がらない要因は何かと言ったところ、教育長は教科書をつくるのが大変だというようなこと言われたんですが、私、一つはですね、御承知のように学習要領が改定になって、伝統的文化、これ大幅に取り入れられたと。教科「日本語」のやっぱり一番の幹は、伝統的文化を学ぶということだと思うんですが、それが学習要領の改定によって大幅に取り入れられて、もうその必要はないというふうなことでほとんど広がっていないということだろうかと思うんですよね。

日本語ということを強調するあまり、何といいますか、戦前の教育といいますか、日本は一等国であって、よそは二等国、三等国なんだというふうな形になって、また昔の戦争をする国になる懸念がですね、ちょっと私としては感じる。一般質問の中で、例えば教育勅語については取り上げることは考えてないというような答弁もあったんですけど、そういったことにやっぱりならんように。

日本にもやはり誇るべき歴史とか、伝統があるのと同じように、中国だって韓国だってフィリピンだってありますので、それはそれと認めた形で、日本の伝統文化というのは教えるような形にするべきだと。そうしないと戦前みたいな教育になってしまうということをひとつ懸念します。

それから、もう一つ、これ夏休みの短縮との関係なんですけど、ちょっと私資料持ってこなかったんですけど、鳥栖中学校と、ほかの３校ですね。要するに教科「日本語」やってるの鳥栖中だけですので、平成26年、ほかの学校と比べてみると、授業時数が鳥栖中学校1,098時間ぐらいあるんですよ。よそのところは1,050時間とか1,060時間、30時間くらい多いんですよ。

何で多いんかちゅったら、日本語教育やってるその分があるからですね。日本語教育は、あれの表見る限り総合的な時間とか特別授業ですから、それを割いた形で基本的にやってるわけよね。

だから、これから見て一つ言えることは、30時間割くということは、別に夏休み短縮しなくたってできるということが一つと、現状の1,050時間、1,060時間、これは標準時数が1,015時間ですから、それに比べてみても多いんですけれども、それが必要だということであるとするならば、1,060時間に日本語教育を入れて30時間、1,098時間がかなりぎちぎちだということでもって、さらに30時間上乗せだ、夏休み短縮いうふうな形になっているのじゃないのかと。

だから、日本語教育やるために時間がないから、短縮やったんだというふうにもとれないこともないと。夏休みということは、特に今の、日本の気候、もともと日本は高温多湿だと。近年のこの物すごい暑さ、そういった中で短縮をするということは、やはり子供たちにとっても教師にとっても、精神的にも肉体的にも大変な負担になると。そして、夏休みの貴重な時間が減ってると。そういったことで、私夏休み短縮すべきでないと思うんですけど、そのことがですね、日本語教育とリンクするいうならば、これやっぱちょっとおかしいんじゃないのかと。もともと日本語教育といったもの、私は、もともと古典の学習というのは今の国語にふえたんであるし、道徳の時間とか生活の時間、総合的学習の時間、歴史の時間でやることは私はできると思うからですね、そういったことを踏まえて、日本語教育については、やっぱりおかしな方向に行かないよう、ちょっと、やはり夏休みとリンクさせるということはやっぱりおかしいんじゃないのか、そういった考えを持っています。その辺はちょっと。

大体、以上です。

古賀和仁委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、総括を終わります。

ᔕᔕᔕ

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案乙第34号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第４号）中、総務文教常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第27号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第27号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第30号　鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第30号　鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件

古賀和仁委員長

次に、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

お手元に配付の事件につきましては、委員会としてなお検討調査を要するため、閉会中の継続審査といたしたいと思います。

以上のとおり議長に申し出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査を申し出することに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

報　　告

佐賀県競馬組合の状況報告（財政課）

鳥栖市地域防災計画の修正概要（総務課）

古賀和仁委員長

次に、執行部より、議案外の報告の申し出があっておりますので、これをお受けしたいと思います。

小柳秀和財政課長

議案外ではございますが、佐賀県競馬組合の状況の報告をさせていただきます。

平成26年度の、佐賀県競馬組合の決算についてでございます。

お手元に配付しております参考資料の１ページを、かいつまんで説明させていただきます。

組合議会は平成27年11月24日に開催されております。

全国の地方競馬をめぐる状況は、ほとんどの主催者で自場施設で販売額が依然として減少傾向にあるとのことでございます。

この厳しい状況の中、全国の地方競馬主催者におきましては、日本中央競馬会、ＪＲＡと相互発売等の積極的な増収策を講じてきているとのことでございます。

平成24年10月に始まりましたＪＲＡの投票システムであるＩ－ＰＡＴや、南関東主催者の投票システムでありますＳＰＡＴ４などにより、前年度に引き続きまして、インターネットの販売が好調を維持しているということで、全主催者の売得金の総額は、109％と前年度を大きく上回っているとのことです。

佐賀県競馬組合におきましても、Ｉ－ＰＡＴでの販売、さらにはインターネット発売による増収によりまして、年間を通して薄暮開催等を開催するなど、Ｉ－ＰＡＴはもとより、既存の地方競馬専用インターネット販売も大幅に増加しているということでございます。

佐賀競馬の売得金といたしましては、前年比で117.2％と大幅に前年を上回っているとのことです。

一方、歳出面におきましては、全般的な削減に努めた結果、平成26年度の単年度収支は約４億2,800万円程度の黒字となっております。

実質収支は、前年度繰り上げ充用額の7,621万6,896円と、基金の積み立て３億円を差し引きまして、約5,226万円の黒字ということで、９年ぶりに累積赤字を解消したということです。

平成26年度における歳入歳出の決算額につきましては、歳入総額が161億7,879万8,000円。歳出総額161億2,438万9,000円ということで、実質収支といたしまして、5,226万5,000円となったということでございます。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

同じく、参考資料の４ページをお願いいたします。

鳥栖市地域防災計画の修正でございます。

これにつきましては、修正につきまして、製本ができましたので、本日お配りをさせてい

ただいております。

修正の内容につきましては、国の防災基本計画、それから佐賀県の地域防災計画の修正に伴いまして、上位計画との整合を図るために修正を行うものでございます。

修正の主な骨子でございますけれども、４項目ございますが、東日本大震災、それから、九州北部豪雨、また、広島の土砂災害等を受けまして、住民の避難対策の強化・充実、広域・長期に及ぶ大規模災害の対策の強化、原子力災害に対する対応、防災体制の強化、４項目について、主に修正をいたしております。

具体的な案修正の内容でございますけれども、住民の避難対策の強化・充実につきましては、避難所と指定しておりましたところが、実際、災害に遭う、また、きちんと情報が伝わらないというような観点がございまして、避難情報の伝達手段の多様化と、いうことで、訓練でも行っておりますけれども、エリアメール等の活用を追加したところでございます。

また、避難場所につきましては、市立の避難場所ではございませんで、まず、緊急時に一時的に避難する指定緊急避難場所といたしまして、主に学校のグラウンド等に一時的に避難する場所を指定緊急避難場所、それから、一定期間滞在する、まちづくり推進センターであったり、小・中学校の体育館である指定避難場所の指定という区分を、今回分けたところでございます。

また、災害時の避難行動要支援者の情報を整備するということで、こちらにつきましては、現在、社会福祉課と連携いたしまして、名簿の作成に努めているところでございます。

また、福祉的に配慮をすべき避難所につきまして、現在、鳥栖市におきましては社会福祉会館、中央老人センター、それから、ひかり園の３カ所を福祉避難所と位置づけておりますけれども、今後つきましては、県立学校である鳥栖高校、それから工業、商業につきまして、福祉避難所としての位置づけでのため、現在、関係機関と調整を行っているところでございます。

２項目めの、広域・長期に及ぶ大規模災害への対策の強化につきましては、近隣も含めて災害に遭うというような状況の中で、他の自治体や民間事業者との連携ということで、まず、県内20市町と県と共同で災害協定を結んでおります。

また、民間事業者につきましては、コープさが生協の物資の提供であったり、レンゴーとの段ボールの提供、それから、ＬＰガス協会さんとの避難所での発電機や等の協力を民間事業者と協定を結んで連携をしているところでございます。

また、東日本大震災等で、応急の仮設住宅が必要になってまいりますけれども、その事前の候補地として、一定規模の平地で建設可能なところをピックアップして、台帳として整備をすることを追加しております。

また、それだけでは当然不足しているという状況の中で、民間の不動産業者、宅建業者と県のほうで協定を結んでおりますことを活用いたしまして、民間の賃貸住宅等につきましても、仮設住宅的な活用を追加したところでございます。

また、物資の義援での受け入れにつきまして、一度に来て大変だったというようなことを整理するために、一定のルールを整備していくというような方針の部分を追加しております。

また、原子力災害につきましては、東日本大震災関係でございましたので、鳥栖市といたしましては、情報伝達体制の整備の項目、それから、緊急時でのモニタリングの実施体制の整備、それから、鳥栖市におきましては、玄海原発の関係では、唐津市から約１万人を避難者として受け入れる項目を追加いたしております。

また、防災体制の強化につきましては、やはり東日本大震災等では庁舎、また、職員が被災に遭うというような状況の中で災害対応のスタッフのバックアップ体制について整備をするという必要があるというようなことで、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

また、初動体制の整備、それから、本部長、副本部長の職務代理の順位の整理を行っております。

また、今回、７月に組織機構の見直しを行いましたので、災害対策本部の所掌事務の整理を行ったところでございます。

以上が、簡単ではございますけれども、地域防災計画の修正の概要について御説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ただいまの報告について、質疑があればお受けしたいと思います。

松隈清之委員

この地域防災計画についてお尋ねしますけれども、これは、修正されたということなんですが、今現在、シミュレーションっていうか、こういうことが起こったときの各課のマニュアルというか、そういったものって既にあるんですか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現在、マニュアルについて、年度末までに向けて整備をしていきたいということで整理をいたしております。

いろんなパターンがございまして、まずは、避難勧告や避難指示のためのマニュアル、それから、実際に避難された場合の誘導とかのマニュアル、それから避難所の運営のマニュアル、また、そういう部分を含めまして、災害対策本部での運営のマニュアルに等々を一定素

案としてはございますけれども、成案としては、現在、見直しを行っているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

今からつくられるということでございますが、例えば、鳥栖は少ないほうとはいえ、地震があったとしますと、その避難所の云々とかいう前に、ヘッドクオーター自体を喪失する可能性があるんですよね、そうなると。

じゃあそのときのバックアップ体制とか、じゃあその速やかな事務を再開するための準備とかっていうのは、もう既に想定をされておるんですかね。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

地震への対策ということで、福岡の西方沖地震を受けて、これまでの水縄断層から、警固断層のほうも想定をする必要があるというようなところで見直しを考えているところでございます。

また、実際の業務継続的な部分につきましても、庁舎の機能につきましては、災害対策本部を、もし本庁舎が被災した場合には南別館を災害対策本部に移行したいという位置づけはしております。

また、それ以外の実際の業務継続計画につきましては、さきほどのマニュアル整備とともにですね、現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

一番いいのは、常日ごろから、いろんな想定をして訓練をするということだと思いますけれども、多分その通常業務もありますんで、何でもかんでも訓練でやるっていうのはできないかとは思うので、そういう起こりうることのシミュレーションとか、そうなったときに、迅速に各部署で対応ができるような御準備をぜひ進めていただきたいなと。

こういう計画は計画で、当然必要かと思いますけれども、実際起こったときの対応が大事なんで、お願いいたします。

古賀和仁委員長

答弁いいですね。

ほかに。

尼寺省悟委員

原子力災害について、２点ほどお聞きします。

１点は、先ほど、鳥栖市は唐津市から１万人受け入れるということ言われたんですが、こ

れ具体的にどこに１万人を避難させるのかとか、あるいは、どれぐらい日数とか、食糧とか、医薬品とか、当然必要になってくるけど、その辺の計画まで具体的に立てておられるのかどうなのか。

古澤哲也総務課長補佐兼庶務防災係長

唐津市からの住民の方の被害につきましては、各、唐津市からの地区ごと、うちでいうと町ごとに、どこの施設に避難していただくというふうな、計画は立っております。

医薬品、食糧につきましては、今唐津市との話の中では、唐津市さんのほうが準備して持ってくるというふうなことで、鳥栖市としては受け入れ体制を準備する、それに、当然、地理的には不案内でございますんで、避難誘導と、そういったところで協力をしていくというようなことでございます。

尼寺省悟委員

もう１点。

今唐津市からも、避難ということで、問題は鳥栖市民の避難となるんですが、実は、これ、陳情書の中にも、鳥栖市は、要するに玄海原発で過酷事故が起きたときに、鳥栖市が放射線管理区域以上の被爆にさらされる可能性があるというようなこと、鳥栖市長も認めておられるわけですね。そういった意味で、鳥栖市民が避難する計画があるのかどうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

原子力災害が起こったときの鳥栖市民の避難については、現在、具体的な計画はございません。

実際、広域的な部分での連携等を含めて、鳥栖市のみならず、佐賀県と連携して検討し、整備していく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

鳥栖市民が避難せんといけなくなるような、大変な過酷事故、仮になったとしたら、それはもちろん言われるように、鳥栖だけやなくて佐賀県全体、あるいはもっと言ったら福岡県も含めた形の避難になると思うんで、私はそういったことを含めた形で、鳥栖だけやなくて県とも協議して、その辺の計画はやっぱり立てるべきであると、早急にね、思っております。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね、答弁は。（発言する者あり）

ほかにありませんか。

〔発言する者あり〕

ないようですので質疑を終わります。

ᔕᔕᔕ

古賀和仁委員長

いいですか。（発言する者あり）

はい、ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、質疑を終わります。

以上で所管事務については終了いたしました。

古賀和仁委員長

以上で本日の日程を終了いたしました。

これにて、総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時27分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長　　古　賀　和　仁　　㊞

鳥栖市議会総務文教常任委員（年長委員）　　小　石　弘　和　　㊞